

第六十五回 参議院内閣委員会 會議録第十四号

昭和四十六年四月二十二日(木曜日)  
午前十時五十分開会

委員の異動

四月十九日

安田 隆明君

補欠選任  
山本 杉君

四月二十日

長屋 茂君

補欠選任  
横山 フク君

四月二十一日

横山 フク君

補欠選任  
長屋 茂君

山本 杉君

安田 隆明君

四月二十二日

浅井 亨君

多田 省吾君

八田 一朗君

補欠選任  
永野 鎮雄君

出席者は左のとおり。

委員長

田口長治郎君

理事

塚田十一郎君

委員

安田 隆明君

植木 光教君

足鹿 覺君

源田 実君

上田 哲君

佐藤 隆君

石原幹市郎君

永野 鎮雄君

山本茂一郎君

國務大臣

運輸大臣 橋本登美三郎君

建設大臣 根本龍太郎君

國務大臣 山中 貞則君

政府委員

内閣審議官 城戸 謙次君

行政管理庁行政 河合 三良君

管理局長 大和田啓氣君

水産庁長官 高林 康一君

運輸大臣官房長 栗栖 義明君

運輸省港灣局長 内村 信行君

運輸省航空局長 大津留 温君

建設大臣官房長 吉兼 三郎君

建設省都市局長 川崎 精一君

建設省河川局長 高橋国一郎君

建設省道路局長 相原 桂次君

事務局側

常任委員会専門 員

多田 省吾君  
峯山 昭範君  
岩間 正男君  
多田 省吾君

補欠選任  
橋本登美三郎君

根本龍太郎君

山中 貞則君

城戸 謙次君

河合 三良君

大和田啓氣君

高林 康一君

栗栖 義明君

内村 信行君

大津留 温君

吉兼 三郎君

川崎 精一君

高橋国一郎君

相原 桂次君

松尾 静磨君

下村 彌一君

出、衆議院送付)  
○運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。

本日、八田一郎君が辞任され、永野鎮雄君が選任されました。

○委員長(田口長治郎君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

ただいま理事に一名の欠員を生じておりますので、直ちにその補欠選任を行ないたいと存じます。

先例により、選任は投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。

が、さよう決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田口長治郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、委員長から安田隆明君を理事に指名いたします。

○委員長(田口長治郎君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案審議のため、本日、参考人の出席を求めるとし、人選については委員長に御一任願いたいと存じます。

が、さよう決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田口長治郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田口長治郎君) 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。発議者参議院議員多田省吾君。

○多田省吾君 ただいま議題となりました連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

連合国占領軍等の占領期間中における行為等により死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しては、昭和二十一年の閣議決定及び昭和二十七年の閣議了解により、行政措置として見舞い金が支給されたのでありますが、昭和三十六年には、政府の実態調査の結果にかんがみ、これら被害者に対する救済を立法措置によつて講ずることとし、それぞれの被害の実情に合わせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

さらに、昭和四十二年にはその救済制度を厚くするため、特別給付金制度を設け、障害給付金または遺族給付金を受けた権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者に対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給する措置が講じられたのであります。しかしながら、この給付金及び特別給付金による措置も、最近の災害補償制度の進展及び社会情勢の変化等にかんがみ、被害者の救済措置としては必ずしも十分なものではなく、また被害者のお気の毒な生活状況等も考慮いたしまして、今回、新たに補充給付金制度を設け、救済措置の一その充実ははかりたいと存じ、本法律案を提出することとし

ます。

連合国占領軍等の占領期間中における行為等により死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しては、昭和二十一年の閣議決定及び昭和二十七年の閣議了解により、行政措置として見舞い金が支給されたのでありますが、昭和三十六年には、政府の実態調査の結果にかんがみ、これら被害者に対する救済を立法措置によつて講ずることとし、それぞれの被害の実情に合わせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

さらに、昭和四十二年にはその救済制度を厚くするため、特別給付金制度を設け、障害給付金または遺族給付金を受けた権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者に対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給する措置が講じられたのであります。しかしながら、この給付金及び特別給付金による措置も、最近の災害補償制度の進展及び社会情勢の変化等にかんがみ、被害者の救済措置としては必ずしも十分なものではなく、また被害者のお気の毒な生活状況等も考慮いたしまして、今回、新たに補充給付金制度を設け、救済措置の一その充実ははかりたいと存じ、本法律案を提出することとし

ます。

連合国占領軍等の占領期間中における行為等により死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しては、昭和二十一年の閣議決定及び昭和二十七年の閣議了解により、行政措置として見舞い金が支給されたのでありますが、昭和三十六年には、政府の実態調査の結果にかんがみ、これら被害者に対する救済を立法措置によつて講ずることとし、それぞれの被害の実情に合わせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

さらに、昭和四十二年にはその救済制度を厚くするため、特別給付金制度を設け、障害給付金または遺族給付金を受けた権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者に対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給する措置が講じられたのであります。しかしながら、この給付金及び特別給付金による措置も、最近の災害補償制度の進展及び社会情勢の変化等にかんがみ、被害者の救済措置としては必ずしも十分なものではなく、また被害者のお気の毒な生活状況等も考慮いたしまして、今回、新たに補充給付金制度を設け、救済措置の一その充実ははかりたいと存じ、本法律案を提出することとし

ます。

連合国占領軍等の占領期間中における行為等により死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しては、昭和二十一年の閣議決定及び昭和二十七年の閣議了解により、行政措置として見舞い金が支給されたのでありますが、昭和三十六年には、政府の実態調査の結果にかんがみ、これら被害者に対する救済を立法措置によつて講ずることとし、それぞれの被害の実情に合わせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

さらに、昭和四十二年にはその救済制度を厚くするため、特別給付金制度を設け、障害給付金または遺族給付金を受けた権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者に対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給する措置が講じられたのであります。しかしながら、この給付金及び特別給付金による措置も、最近の災害補償制度の進展及び社会情勢の変化等にかんがみ、被害者の救済措置としては必ずしも十分なものではなく、また被害者のお気の毒な生活状況等も考慮いたしまして、今回、新たに補充給付金制度を設け、救済措置の一その充実ははかりたいと存じ、本法律案を提出することとし

ます。

連合国占領軍等の占領期間中における行為等により死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しては、昭和二十一年の閣議決定及び昭和二十七年の閣議了解により、行政措置として見舞い金が支給されたのでありますが、昭和三十六年には、政府の実態調査の結果にかんがみ、これら被害者に対する救済を立法措置によつて講ずることとし、それぞれの被害の実情に合わせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

た次第であります。

次に、本法律案の主な内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、障害給付金または遺族給付金を受ける権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者のうち、本法律施行の日日本国籍を有する者に対し、新たに補充障害給付金、補充遺族給付金及び補充打ち切り給付金を支給することであり、

第二に、被害者が本法律施行の日前に連合国占領軍等の行為等によらないで死亡した場合においても、その者の遺族に対して、補完障害給付金または補完打ち切り給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(田口長治郎君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(田口長治郎君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○岩間正男君 この法案に対してはいろいろ問題点がありますが、一歩前進という立場で、これは賛成する立場から、以下諸点についてただしておきたいと思います。

第一に、新下水道整備五カ年計画についてであります。公害の問題の中で、最近ますます深刻化しつつある河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質汚濁の防止は、いまや国民の切実な要望となつてゐることはもう明らかであります。当然、今度の新下水道整備五カ年計画は、これらの時代の要請にこたえるべきものでなくてはならない、こういうふうに思うわけですが、この内容は実際そんなつてゐるでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように最近における日本の都市化の急速なる進展、それと同じに、いままでの日本の生活に対する態度が急速

に変わつてきました。従来は尿尿等はいわば大地に還元して、肥料化してこれがいれば浄化される。そういうことはほとんど農村においてすらなくなつた。したがひまして、工場排水のほかに人間の排出するいろいろの排せつ物等もやはり人工的に処理をしなければならぬ、これがたいへんおくれておるために非常な環境の汚濁ができておる。こういうところに、御指摘のように生活環境のうち、特に人間生活に一番大事な水の水质を改善し、きれいにしておくということが必要になってきましたので、この要望に対応するために、政府は今回第三次の下水道整備計画を策定し、これは経済企画庁の一応新しい社会経済発展計画のワークを突は越して私のほうでこの案を作成したのであります。幸い経済企画庁も、さらに財政当局もこれに賛意を表しまして、ここに総額二兆六千億、予備費一千億を含める、従来からすれば画期的な総投資額を持つ下水道計画を立てたのでございます。

この内容については、まず第一に、先般の公害国会で策定されました公害対策基本法に基づく水質基準、環境基準に關連するところの下水道を優先的に整備するというで、公共下水道等に約二兆三百億、それから新たに流域下水道なるものを制度化する。従来は事実上やつておりましたのを制度化して、これに三千六百億、それから都市下水路に約八百億、特定公共下水道三百億、こういうふうに分けを予定しまして実行しようとするものでございます。

御質問の、これによつて十分かというような御質問であつたと思いますが、現段階においては五年計画でこれくらいはぜひやらなければならぬ、ある意味においては少なくともこれぐらいはやらなければならぬということ、理想的にいへば必ずしも十分とは言えないと思う次第でございます。しかしながら、先般来の各委員からの御指摘にもありましたように、まず第一に非常に大きな問題として技術者の不足がございます。予算をやつても、これがはたして有効適切にこれを効

理し得るかどうかというところにかなり問題がありますので、この程度ならば急速に技術者の養成もなして、しかもこれによって相当の改善がなされる、こういうふうに考えております。昭和五十年年度までに経済企画庁が考えた三八％の普及率はこれで達成できると考えている次第でございます。

○岩間正男君　そういう御答弁ですが、實際予算はふやしても、技術者が不足でこなせないというようなことをお話しになったわけですが、しかし問題は、計画とこれに取り組む熱意の問題だと思ふ。政府で閣議決定した四十九水域の環境基準に必要な下水道関係費、これを見ますと、都市計画審議会答申では、これは三兆二千億必要だと、こういうふうに言っておるのですね。ところが政府の新五カ年計画を見ると、四十九水域の環境改善分は、この半分の一兆六千四百億円しか組んでない、こういうことになりますね。だから河川、海、城の汚濁防止をほんとうに行なうそういう熱意が、政府にあるなら、私はとりあえず三兆二千億、これを予算化して計画化する、そしてこれを遂行するといふ、その辺で政府の熱意というものを具体的に見せなければならぬと思うのですが、どうでしょう。

○國務大臣（根本龍太郎君） 実務に關することです。から事務當局から詳細に説明いたさせますけれども、四十九水域は環境基準設定がなされましたけれども、これはいわば緩急それぞれ違うのでございませう。これは工場等の排出物を規制することによつて相当部分これができるところもございませうし、あるいはまた、従来取り締まつてないのを今度取り締まりを強化することとそれができるといふものがいろいろあるようでございまして、大體いま第三次五カ年計画で予算化することを実施しますれば、現状かなり改善でき、かつ今後の全面的な水質の浄化に役立つというような考えでございまして、なお御承知のように、今度は都道府県知事がこの実質上の権限を持ちまして実施することになりますので、これに基づきまして地方自

治体とも十分に連携をとりまして、**弾力的に実行**することによってその効果をあげることができると考えている次第でございます。

○政府委員(吉兼三郎君) 補足してお答えを申し上げますが、仰せのとおり、昨年の九月にきめられました四十九水域の水質環境基準を五カ年間に完全に達成いたしますためには、三兆二千億程度の下水道関係の投資が要るわけでございます。私どもの新五カ年計画におきましては、このうち一兆六千億の環境基準対策というもので予定をいたしております。これは全体の五カ年計画の投資額との関係で、やむを得ずそういうような計画になったわけでございますが、一兆六千億をもちましてまいりますと、四十九水域に關しましては、大臣仰せのように、非常に大都市周辺の、しかも汚濁の程度の激しいようなそういう河川に重点を置きまして、しかも投資効率のあがるというふうな二十五水域につきましては、五カ年間で完全達成できます。残りの二十四につきましては、この投資規模をもちましては、まあ五カ年も含めまして、少なくとも十年以内に環境基準を達することができる、こういう予定にいたしておるわけでございます。

○岩間正男君　まあいまの計画はありましたが、非常にやはり実情には沿わない面があると思うのですね。単に四十九水域だけじゃないでしょう。そのほかにもどんどんこれ追加されているでしょう。三十五水域についても答申が出され、近く類型指定される、こういうふうになっているでしょう。それからさきの六十四国会で下水道法改正で知事が指定することになる水域を含めますと約二百水域になる、こういうものはどうするのです。いまの四十九のうち二十五だけは五カ年で完成する、こういうことを言っているわけですから、結局公害対策というものはもう少し全般的にこれはやっぱり検討しなければならぬというのはここだと思ふのですね。具体的にこれを実施するために、この予算の度合いがどうかということ、で政府の熱意のパロメーターがはつきりするわけ

です。ところが、とにかく審議会の出したそういう案の半ばしか遂行されない。しかもほかに二百水域も追加される。こういうことになったら、これはどういふことになるのですか。公害はともこれで解決できないと思うのですが、どうなんですか。

いになる。日本には三尺流れて水清しというような思想があつて、水にあらゆる汚物を流すことを何ら意としなかった。これが非常に大きな原因をなしております。これもいまだにこれが改善されております。

い。何%高められたか。時間を私あまり持つておりませんですから、的確な答弁でやってくたさ

りに類推していったら、五年間で一〇%の計画が五、六%しか達成できないことになる。これで相当ということになりますか。これで公害の対策としてはほんとうに手を打ったということになりますか。数字が何よりも雄弁に語つておる。これはどうですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように非常に重大な問題でございまして、これは予算面から見ればそういうふうにもっともたくさん出すべきだという議論はそのとおりだと思います。しかしながら、現状におきましては、最初申し上げましたように、全体の総投資額の中に占める下水道の割合は相当大幅にふやしておるということが一つ。それから、従来やますれば水の汚濁に関する国民意識や産業界の認識が非常に不足であつた。そのためにみんなが加害者であることを忘れて被害者意識だけがもう出てきている。そしてすべてこれは政府がなせというふうなことでは私は公害問題は解決つかない。そこでこれは下水道整備でやることと、その前にみんなが水をきれいにし、水を汚さないという国民運動が先行しなければ、幾ら金があつてもこの問題はイタチごっこになります。その意味でわれわれとしては、幸い今回のこの益り上る環境改善、人間尊重ということが国民運動的に高まつてまいりましたので、それにまず重点を置きましてやっておりますれば相当程度のこれは改善ができる。たとえば従来は農業生産の生産力増強ということに重点を置いたために、農業等がほとんど無制限に使われていた。これの水に対する汚濁は非常に深刻なものがござい

それが従来ほとんど流れの状況でありました工場廃液、こういうものは厳重なる罰則をつけたところの規制がなされていまして、そしてなおかつ、都市生活から出てくる必然的な下水はいまのような措置をしていくということになります。それから、これは相当程度の改善ができるので、それに相当の期待をいたしておるのであります。しかし、現実にはこの五カ年計画を実施した結果、どうしてもこのワケ内でできないというときには、これはいま軽々に変更するとは約束できませんけれども、人間生活の最大の基本的条件である水をきれいにするためには、さらにこの五カ年計画の遂行中でも弾力的な改定をしなければならぬということも考えるのであります。まず現在のところは、これが最大のいま政府としてなし得る限度でございまして、これをいかに有効適切に遂行するかというところに問題がかかつていると考えておる次第でございます。

○政府委員(吉兼三郎君) 第二次五カ年計画で四十二年から四十六年というところでございまして、これが八千七百億程度でございます。四十六年までという計画でございます。

が、確かにその普及率におきましての上昇は必ずしも当初予定したとおりまいっておりませんのは、第二次五カ年計画におきまして当初考えました普及率、つまり普及率といふのは、市街地面積に對しまして下水道がどの程度整備されたかというその割合が普及率であらわされるわけでございまして、計画の当初に、五カ年間で市街地面積がこのぐらいになるであらうというふうに想定いたしましたその面積以上に都市化の集中と申しますか――が激しくて、面積が非常に実績の面で大きくあらわれて出てまいっております。したがって分母が大きくなつた關係で普及率が下がつたというふうなことが一つと、それから御案内のとおり最近の下水道工事は、道路の下に埋設する工事のために、非常に交通量の増大等のために非常に下水道の工事費が当初予定いたしました以上に単価等の面において高くなつてまいりましたというふうなことが、第二次計画に對しまして実績が思ったほど伸びなかつたという原因じゃないかと私も私どもは反省をいたしております。したがって、第三次五カ年計画はどうかということでございますが、むしろこの二兆六千億は四十五年の価格でもって積算をいたしております。したが

○岩間正男君 まあ国民運動もさることながら、何でも国民運動に戻しちゃまずいですね。実際政府が率先してやり、そして水質をきれいにするれば、国民の水に対する考えも変わってくるんで、その辺は国民運動を待たなきゃならぬというの

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○政府委員(吉兼三郎君) 四十六年度分を引きまして四十五年度までの間の投資額は六千二百億程度でございます。

が、五、六%しか達成できないことになる。これで相当ということになりますか。これで公害の対策としてはほんとうに手を打ったということになりますか。数字が何よりも雄弁に語つておる。これはどうですか。

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

○岩間正男君 六千二百億で大体二・九%ですね。そうしたら一兆五千億ですか一兆六千億ですか。使つてどうなりますか。物価は上がるといふ。何%一体出ていますか。これが相当程度の改善ということになりますか。だから数字でこれはやればはつきりしてゐるんですね、どうです。とにかく、物価はまだいまから見れば二〇%ぐらい安い時代、そういう時代で四年間かかって二・九%しか普及率は高まらない。それに要した費用が六千二百億。それで計算していったら、今度は物価は五カ年間に上昇するでしょう、政府の統計だつて当然。そうすると、一兆六千億が実質的には一兆二

はさらに配慮を加えることによりまして、実質普及率が三八%確保できるより最善の努力をいたしてまいりたい、かように思っております次第でございます。

○岩間正男君 どうも答弁それ自身の中に矛盾があるわけですね。都市面積がふえたから、したがって普及率もなかなかあがらなかったんだ、こういうことですが、新全総を考へていっているでしょう。だんだんふえるんじゃないか。もつとふえる、拡大されて。だからそういうようなことは全くこれは答弁にならぬのですよね。そういうことでしょ。そういう問題は何ら吸収しないで、そしていまのような答弁やっているわけですね。もつとふえるでしょう、都市面積は。だんだんふやすのが計画じゃないですか。新全総の計画はどうです。だからそういう方向から考へると、いまの答弁は、これは都市面積がふえたからだということとは根拠にならぬのですよ、全然。歯どめがないのだ、いまのところ。そうでしょう。四年間で、いま申ししたようにわずか三%弱高めたにすぎないんですね。都市面積は速いテンポでもっともつと拡大する。今度の五カ年計画では、普及率を二・八%から目標の三八%に高める、こういう計画なんですね。それはそうですね。

○政府委員(吉兼三郎君) はい。

○岩間正男君 それ、ちょっと速記に残しますから、言ってください。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘のとおりでございます。

○岩間正男君 そうしますと、どうです。さっき私があげたが、物価がまだ安いときの四年間でこれは六千二百億使って二・九%、物価が高くなった時代に一〇%を五カ年間で一体あげれると思っていましたか。この点は予算は倍になったというが、これは実際は倍ぐらいでしょう。どういふことになりました。これは、実際は、私はこの計画というやつは、いままでの実績の見通しの上に立って、そういうものの反省の上でびちつとした計算ができた計画じゃなくて、どうもやつぱり一つの

こういう何か、まぼろしみたいに思うんだけれども、これは実行性がありますか、どうなんでしょう。

○政府委員(吉兼三郎君) 先ほどもお答え申し上げましたように、新五カ年計画は、他の長期計画とも同様でございますが、計画を策定するにあたりまして、発足年度の基準年次といたしまして、つまり四十五年度の価格をもつて今後下水道を整備すべき事業量というものをあらわしておるわけでございます。でございまして、今後の物価の値上がりとか、そういうものは、五カ年計画の二兆六千億というものではそれはあらわされてないわけでございます。つまり四十五年価格をもつて三八%の普及率を達成するために必要な投資量を出したのが二兆六千億でございます。したがって、この実施にあたりましては、今後の物価の値上がりとか、あるいは労賃の値上がりとか、そういったような点も十分考慮いたしまして、十分実質の事業量が確保できるように努力をしてまいらなかならぬわけでございます。

○岩間正男君 それじゃ市街地はどうなんですか。どれだけふえる計画です。市街地面積は、これは非常に拡大率を持っているんじゃないですか、どうです。五千九百四十五平方キロメートルから八千四百九十平方キロメートル、拡大率は四三%、そういうことになったら、普及率はすつと落ちるんじゃないですか、どうなるんです。こういうふうにこの辺で計算は非常に私は正確さを欠いている。物価の問題は一応おくとして、そこに物価の要因をちゃんと織り込まなきゃならぬでしょう。そうしたら、実際はこの計画というやつは非常にこれはずさんなものだということになるんじゃないですか。こういうもので科学的な計算と、そしてほんとうにきちっとしたそういう計画と、これは言えますか。私があげた、しろうとがいまあげた、思いついたそういう数字から推して、いまのような矛盾が出てくるわけですね。三八%なんて出っこないじゃないですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 三八%の普及率といいますが、これは、四十五年度の市街地面積が五千九百四十五平方キロでございます。それに対して排水水面積が三千三百五十四平方キロでございます。その関係で普及率が二・八%ということになるわけでございますが、五カ年計画で三八%と申しますのは、五十年末現在におきますところの市街地面積が、たゞいま先生御指摘のような八千四百九十と私も見ております。それに対して排水水面積が三千二百二十平方キロを整備できるということができると、三八%の普及率を確保することができるといふことになるわけでありまして、それができるといふことになるわけでありまして、

○岩間正男君 どうもあなたたちの単純計算であればほんとうに数字突き合わせてみたら、あなたたち全くこれは根拠ないですよ。時間の関係でやれないけれども、あなたたちはこうですよ。いままで四年間に三%あがったから、費用を三倍にして、それから五カ年間にすれば一五%になるだろう、こういう単純な計算なんですよ。ところが、いま言ったように二つの要素がある。それは固定してあればいい。物価が固定してあればいい。もう一つは都市が拡大しなければいい。この二つの要因が動くんです。拡大するんです。そうしたらあなた、水で割るようなものじゃないですか。どこに科学的な根拠がありますか。こんなずさんなものに立ってやれるかどうかということですよ、これは。あかぬです。こういう形で、いかにもやりやります。公害対策の正体というものにはこういうものです。実態を見てみれば、どうなんですか、こういうことは。

○国務大臣(根本龍太郎君) どうも事務当局の説明が十分じゃなかったようですが、これは御承知のように、従来は下水道が市町村の固有の事務のような形に非常に小範囲の市町村でやっておりました。そのためになかなか効果があらわれない。そのために、今度流域下水道制度なるものを、実はこれは必要やむを得ずとしてやったことであります。これに幹線をつくりまして、あとは従来の市

町村の下水道はその幹線に流し込んで終末処理すればいいということになりますれば、非常にこれは効率的になります。こういうような措置を講ずることによって予算の効率的な措置ができるということ、それから従来は産業排水なるものが一応相当整備されたはずですが、実際上それほどいいっていない。そのためにこの影響が非常に水質を汚濁しておる。そのために今度は個々の企業自身が排出そのものを非常に厳密に規制させられる。したがって、そこから出るものの排水も相当程度これが希釈されてくる。したがって、従来公共下水道ではほとんど全部をやらなければならぬかったものが、もう第二次的な処理でいいのであつて、第一次的な処理は産業自身においてこれは処理される、こういうことになるわけであり

それからもう一つは、都市河川が、従来まああまり重点を置いていなかったけれども、この都市小川川がほとんど下水道的な役割を演じてきているので、これらのものは河川対策との関係において整備しよう。あるいはまた、先ほど事務当局が御説明いたしましたように、下水道整備にあつては用地費に非常に金がかかります。そういう関係で、都市計画を実施する場合において、道路計画と下水道工事とを関連させていくというようなこと等、十分にアレンジして配慮していきますれば、従来よりは非常に効率的に使える、そういうことも含んでいきますと、大体三八%までの普及率は達成できるであろう、また、そういうきやならぬということで、それを目標として今後努力していかう、こういうことでございまして。

○岩間正男君 まあ説明のようにしか聞かえないですね。現実から相当これは離れていますね。非常に希望的観測がまじっているわけですね。実際そういうかぬのです。結局都市計画審議会が答申を出しているでしょう。水質基準の実施分と合わせて昭和五十年までに八兆五千億円を必要と見ている。これに比較すると、この新五カ年計画というものは非常に規模が小さいのであります。これ

は争えない事実だと思ひます。まあこの問題はさ  
らにいろいろな資料を対照したりして詳細に論議  
することになると思ひますので、この程度にして  
おきます。

次に、公共下水道の補助率の問題をお聞きした  
いんですが、現行の補助対象率、それから補助率  
はどうなっているんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 公共下水道で申し上げ  
ますならば、現行の補助率は十分の四でございます。  
補助対象率は、第三次五カ年計画におきまして  
は、第二次の五四%に對しまして五七%の補助  
対象率を確保いたしております。

○岩間正男君 これは大都市と中小都市で違いま  
すね、補助対象率はどういふふうに見ていま  
すか。

○政府委員(吉兼三郎君) 三次の五カ年計画で申  
し上げますならば、五七%のうち、いわゆる指定  
都市と一般都市と分けておりますけれども、指定  
都市は約四二%、それから一般都市は七四%、こ  
ういふふうにいたしております。

○岩間正男君 補助率も大都市と中小都市の場合  
違いますね、これはどうですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 補助率は変わりござい  
ません。

○岩間正男君 これは補助金が、どうですか、こ  
れは大臣も、現在の補助率でいまの地方財政の中  
でまかなつていけるという想定に立っているの  
ですか。私はどうしてもいままで下水道が普及しな  
かったのは、やはり補助金が少なかった、そうい  
うふうにいるのですが、これはどうお考えにな  
りますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 補助率、補助対象率  
の上昇については、建設委員会等でも非常に御論  
議のあつたところでございます。実は下水道の普  
及においても望むべきことは、事業主体におい  
てはとにかく事業量を多くせよ、それから補助対  
象率をアップせよ、補助率をアップせよと、この  
三つの要求があつたわけでございます。ところが、  
これを急激にやるともなかなかできない

ということ、一昨年来、私は下水道を推進して  
おる都道府県知事並びに市長さんたちとお会い  
たしまして、ざつぱらんに話し合いをいたしま  
した。皆さん方の要求は、この三つを完全に実施  
せよということであるが、なかなかこれはむず  
かしい。その場合にどうつちを優先するか、一つの  
下水道事業を大幅に増進するための戦略的な体制  
はどうあるべきかということ、御相談いたしたと  
きに、いろいろ三つ要求したいところであるけれ  
ども、まず第一に事業量をふやしてほしい、その  
次に補助対象を大きくしていただき、それから補  
助率アップと、こういう要望の順序でございま  
した。私も確かにこれが必要であると思ひまして、  
そうした立場に立ちまして、実はこの五カ年計画  
策定にあたりまして、まず第一に事業量を多くす  
るというところに重点を置いた次第であります。  
さらに補助対象率を、先ほど事務当局が説明いた  
しましたように約三%アップしていった。補助率  
は従前どおりになっておるのであります。今後  
事業の推進の過程において、また国の財政の充実  
の過程において、漸次今度は補助対象、補助率を  
アップするために努力をしてまいりたいと考えて  
おる次第でございまして。

○岩間正男君 補助とか何とか言つていますが、  
大体どうなんでしょうね。この下水の問題、水質  
汚染の問題がこう大きくなった根本原因は、言う  
までもなく、これは人口の都市集中にあるわけ  
でしょう。その根源は何かといったら、これを非常  
に過度にそういう現象を起したというものは、こ  
れはこの高度経済成長政策にあるわけですね。  
ちょうど私は同じようなことがいま子供の教育の  
問題に起つていゝと思ひます。東京の衛星都  
市を見ますと、首都圏の都市を見ますと、みなブ  
レハブ、たとえば浦和なんかを見ますと、人口が  
急増して百三十くらいブレハブがある。ところが、  
全部地方財政に対するそのための国の補助が  
少ない。それで追い込まれて、それで見ますとい  
うと、十分の四くらいは校舎の建築に追われてい  
る、教室に。これと同じようにこの下水の問題、

これは道路とともに都市の基本施設なんですね。  
こういうものが非常に最近公害を引き起してい  
る根源というやつは、やはり高度経済成長政策に  
ある。人口の都市集中がこんな過度な状態にな  
つた。それがさらに一方では政策の貧困、新全総な  
んかではもっとひどくなることは明らかですね。  
そうすると、基本的にやはりこれは私は国の責任  
だと思ひます。このことをもつと打開す  
るのだという、やはりそういう基本姿勢を持たな  
ければ、何か当然地方自治体の仕事だと、これを  
補助してやるんだというそんなものではないと思  
うのですけれども、その点はどうかお考えになりま  
すか。基本姿勢について何つておきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 基本姿勢について言  
うならば、私は高度成長が悪いということ自身が  
ちよつと認識が違ふと思ひます。この領土の狭  
いところで、資源の少ない日本が、高度成長しな  
かつたら、敗戦のそのまゝ継続していいというこ  
とにはならぬと思ひます。やはりこれは高度成  
長することが、日本の国民が希望を保持する豊かな  
生活になるということでございます。そのこと  
は私は悪くないと思ひます。高度成長の過程に  
おいていろいろそのひずみをどう今後解決して  
いくかというところに問題点があるのであります。  
私はその点においては岩間さんと必ずしも意  
見が一致いたしません。

それと同時に、従来公害というもののに対する認  
識がわれわれも足らなかつたことでありますし、  
これは共産党も足らなかつたので、いまだかつて  
言つていない。そうでありますから、何でも政府  
が悪いというふうな議論では私は賛成できませ  
ん。ただし、この公害が出てくるから、これに對  
してもつと積極的に取り組まなければならぬとい  
う提言には賛成なんです。そうしてこれは政府だ  
けがやろふというところに問題があるのでござい  
まして、一体この国家というものは、統治の任に  
当たつてあるいは総理大臣だけが政治をする  
のではなくて、これは国民が、主権者が国をどう  
するかということでありまして、そういう意味

で、これは国民全体として考えることでありまし  
て、政府もまたそのために重点施策をもつとアク  
セントを強くすべきだということについては賛成  
でございます。

したがって、高度成長が悪いから、この高度成  
長したものは何でも政府がやれというならば、  
やつてもいいんですよ。やつてもいいんですが、  
その場合には政府とは何ぞやといへば、タックス  
ペイヤーです。税金をうんと出してもらへば補助  
もできますけれども、税金は取るな、そうしてお  
いて国は金を出せということになると、これは私  
は健全な政治論にはならぬと思ひます。その意  
味で、これは理想的なことかといへば、もう人間  
社会始まつて以来何万年になるかもしれせんけ  
れども、いつでも満足することがなくて、次から  
次に矛盾ができて、その矛盾をどう解決してい  
くかというところに人類の歴史があり、私はそう  
いう意味でこれは考えなければならぬと思ひまし  
て、その意味でいろいろ改善すべき点の御指摘に  
は賛成でございますけれども、ただ、過去を振り  
返つてみて、欠点があつたということ、これは事  
実です。だからどうしようかということ、これは  
まして、私は現在の段階ではこの五カ年計画がそ  
れこそシビルミニマムではないけれども、ナシ  
ナルミニマムとしてこれは実施しなければなら  
ない、こういうふうにかえていゝ次第でございま  
す。

○岩間正男君 根本さんとここでやり出したら時  
間かかるのですが、いまの国家の財政経済政策を  
やり合つてみりゃわかるのです。それから、何も  
それは、ある程度の産業の高度の発展は望まし  
いだろう。しかし、これは過度な高度経済成長、そ  
ういふ政策をとつたから今日、あなたたち内閣の  
運命にさへ関するやうな公害問題が起つた。た  
んじやないですか。去年の暮れの公害国会という  
のはそうなんですよ。あなたたち多数を持つて  
いるからあそこそこ切り抜けたけれども、ほと  
んどはそんなことにはいきませんよ、多数で  
なかつたら、根本からゆり動かす問題です。それで

しょう。それから高度経済成長政策でこれはたいへんなひずみが出てくるわけですね。いまの下水もその一つ、道路の問題、交通の問題、教育の問題、その責任に任ずる気持ちというものが政治姿勢として足らぬというのを言っている。当然そこから起るものは全く政府から、その第一義的な責任というものは全く政府にあるのだという立場に立つか、それとも、この責任はやはり国民にあるんだ——共産党まであんな出したね。共産党も認識不足だったというようなことを言っているが、それはとてもない、返上します。

われわれはこれまでそういうふうに警告発してきただけで、よく聞いてないのです。それで結局ここまで落ちてきて、それから今度はどうもならなくなってきた、公害の問題で行き詰まりになって、企業そのものの存立さえあやうくなった。そういう体制の中で非常に危機がきたんじゃないですか。だからその反省というのが出ていないのです。出ていない。はつきりその反省をなさしていない。これは総理はじめそうです。ことばで書いただけ。福祉なくして成長なし——それで書いただけで書いてない。しかも腹の底を聞いてみるとみな同じです。全部同じような考え方からいまのような答弁が出るのですが、それじゃ私はやはりまずいと思う。あなた、もうほんとうにこれはたいへんです。その負担がたいへんなんだから、地方自治体というやつは、だから、やっぱり当然国の責任においてやるんだという立場をとって——補助ということばさえおかしいと私は思っている。そこで、当然もつと高率補助をやるべきである。だから昨年の下水道法の改正の際に衆議院の建設委員会が附帯決議が出されてますね。補助率を四分の三に引き上げるべきだ、十分の四ではとても話にならぬ、こういう決議が出されていますが、これは決議のしっぱなしですか。そのときは善処いたしますと答えられたはずですが、これはどうなっているんです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申し上げましたように、この決議にも私は列席いたしまして賛成をいたしました。従来、予算の伴うこういうような決議は、国会ではほとんどまれでございまして。ほとんどこういうことがなかったにもかかわらず、私もこれを承してやらしたゆえんのもものは、そういう方向に行くべきだという私の基本的考えがあったからでございまして。与党内にもいろいろの、財政当局では若干の抵抗もあったけれども、あえて私はこれをやるべきだということをいたしましたのであります。その際に申し上げたように、まず第一に、事業量を拡大すること、そうと、その次に、補助対象率を多くすること、そしてそのあとで、漸次財政上の状況も見つつ補助金の補助率も高くする、こういう順序で努力したい、こういうふうな申し上げ、これは委員会においても了承されて今日に至っているわけですね。その一つとしてこの五カ年計画ができて、かつ、いまの補助対象率を、わずかながらでありまして、この決議は十分に尊重して、今後とも努力してまいりたいと考えておる次第でございまして。

○岩間正男君 時間がありまけんから、次に、起債の利子の問題ですね、これをお聞きしたいんですが、四十四年度の実績では、全国の下水道をやっている団体の起債の償還額の総計がこれは三百三十三億ですか、これに對しまして下水道料金の収入が百八十八億、こういうことになりまして、非常にこれは赤字が起るようになってくるわけですね。この中から支出する利息は五カ年計画で一そふえる。ますます大きくなるということが明らかなんです。下水道料金値上げの問題が遠からず当然今後発生してきそうです。結局は公衆負担になるわけですね。こういう問題が先ほどの問題と関連して、結局は公衆負担というふうな形でそのしわが公衆に寄せられる。こういうことなんです。から、私は当然この下水道の料金値上げをさせない、そのためにはどうしても補助金の増額が必要

だと、そうしてまた、補助率をもっと上げることが先決だと、こういうふうに思うわけですね。政府の言い分では、結局受益者負担という原則を出してきて、そういうことをやるんだらうけれども、これはやはり問題は違ひます。自分の責任というやつがたな上げにされておつて、そうして国民の協力がなしにはできないとか、もつと国民がこの問題を全体の運動として展開しなきゃならないというふうなことは、全くこれは他を顧みてそうしてやることだと思ふ。そうしてほんとうに——金を盗んでなんというのがあるが、それと同じことですよ。もつと根拠について、やっぱりもつと政治責任を明らかにする立場から私はこの点を御質問しているのではありません。どうしようか。結局、償還利子の利子負担というものをもう少しこれはふやす。それから当然補助金をふやす、補助率をふやす、補助対象をふやす、こういう方向をとらなきゃならぬと思ふが、この点については大臣はどういうお考えを持っていますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申し上げたとおりでございまして、私は都市生活の場合、そうしたこと全部が政府がやらなきゃならぬところ、問題があると思ふのです。やはり、こういうこととまで政府がやるとするならば、地方自治体は何にも——とにかく戸籍事務ぐらいいればいいというものであろうけれども、これでは地域団体のコミュニティとして市民生活に必要なことをやること、——そのために権限を与えられ、その財源を与えられておるのです。その足らざるものを政府が交付金等で処理していく、これは政治行政のたてまえでございまして。その点を、何でも国がやらねえというならば、国が直営で何でもやっていかうという、そうすると今度は自治の侵犯だ。そういうふうな理論ではなくして、自治体はほんとうに実施できない場合においてこれを国家がめんどうを見ていくことが、私は自治体の体制だと思ふ。そうして従来は自治体も日本の慣習で、尿処理等は農家がむしろ料金を

払ってまで肥料にするために持っていた。今度は逆に逆になります。そこではバキュームカー等やらなきゃならなくなった。その代替として今度は水洗便所にして下水道に持っていく。したがって負担が高くなったというよりも、むしろ転換したというところでいいんです。だから、何でも国がやらねえと云つて、しかも今度は税金は取るな、こういうふうな理論でいくと、選挙対策にはなるけれども、私はこれはほんとうの堅実な行政ではないと思ふ。ところが、ややもすれば、そういうあなたの方の議論に追従するといふか、それが進歩的だと思ふような議論がなされるしもある。でも、私は行政、政治というものは、もつと現実即していかなくならない、こういう立場において、私は決して補助をしないとかなんかないことじゃない。やはりそれぞれの与えられた権限、与えられた義務を遂行して後、そのアンバランスをどうするかというところに国家の補助行政というものがございまして、それをただ国民の、一般市民の負担になるから、すぐに、直接に国が全部補助せよ、こういうことは、どうも私は飛躍に過ぎるような気がする。御趣旨の点はよくわかりますけれども、そのまますぐに全部国が、下水道の事業は政府が全部国の経費でやらなきゃならぬという議論にはどうも賛成いたしかねる次第でございまして。

○岩間正男君 選挙対策とか何とか言わなければ黙ってはいようと思つたんですが、そう言われれば黙っていられますね。いまの財政経済政策を見ればいいでしょう、全くそうじゃないですか。大資本本位の政策をやっている、そこで根拠があるんですよ。設備投資というやつで一体どのぐらいの金が出ています。工業用水一つ見ただけでどうなんですか、そうでしょう。大衆の使っている料金の十分の一ぐらいで工業用水がこれほど出されたり、それから道路、港湾にしたら、一体どこにそれが行くんですか。この金が一体国家財政のどのぐらいを占めていますか。

なうのはあたりまえだということをわれわれは主張してきている。そして当然国民は今日そのことを言っているわけじゃないですか、そうじゃないですか。それをまるで国民に全部責任を転嫁して、そしてこの大資本の利潤というのはどういうことになっているんです。こんなことだれだって知っているでしょう。だからいま言ったような選挙対策とかなんとか、くだらないことをこれは言われちゃいけませんよ。私も選挙対策とか何とかばかかなことを言われなければ黙っていいようにと思ったけれども、これは一言つけ加えないとおかしなことになりますから。まあしかしこの議論は時間をかけて何ぼでもやります。きょうはこれだけにしておきましょう。

初めに、「河川の汚濁対策の問題でありますが、今回の法案が制定されて下水道部が設置され、これによって多少行政指導等も一歩前進するであろう」ということはわからぬでもないのではありませんが、また今回の下水道整備五カ年計画が実施されることによりまして、相当前進するであろうということはよくわかりますが、その中でもこの河川の汚濁対策というのは非常に重要な私は問題であると思います。そこで、それを二、三質問したいのでありますが、都市河川といいますが、河川というのが一体どういうふうになっているのか、河川の定義といいますが、河川というのは大体こ

○政府委員(川崎精一君) お答え申し上げます。  
ただいま先生のお話のように、河川法の体系では一級河川、それから二級河川並びに準用河川と三つの分類に分かれておるわけでございます。現状ではいわゆる河川法に基づきます一級河川は全体で百二水系ございまして、これの個々の河川の名前をつけております河川数では一万一千四百五十余りございます。二級河川につきましては、二千二百九十六水系で、河川の数にいたしますと五千六百三十八になっております。で、これはそれぞれ河川法に基づきまして区域を告示をいたしまして、法河川として扱っておるわけでございませう。

○**峯山昭範君** 私は、いま局長おっしゃいました河川法にいう一級河川、二級河川または百条の準用河川とか、そういうようなものについては、これは相当突っ込んでいろいろやっていると思うんですが、いまおっしゃいました普通河川の問題ですね。これは相当いろいろ問題が私はあると思うんですが、いわゆる普通河川というのですかね。これは要するにたとえば用水路とか小さな河川です。そういうようなものの汚染という問題は、

○政府委員(川崎精一君) 概念的にいわゆる河川法に入らないけれども河川だというようなものにつきまして、これは非常に本数がたくさんございまして、私どももなかなか実態が把握できないわけでございます。しかもそれぞれの種類も、いわゆる河川の性格を持つておるものもございまして、それから本来農業水路からスタートいたしまして、いろいろ宅地開発等、地域の状況が変わりまして、まあいまや排水機能しか持っていない、むしろ下水路的な機能しか果たしてないというようなものとか、それから今度は次第にそういつた過程で、従来の用排水の農業用水の機能

のにつきましては、これはできるだけ管理者同士が話し合つて、今後のその水路の維持なり管理に当たる。それからむしろこれはいわゆる河川の本線その他にほとんど影響がなくて、排水機能だけだというようなものにつきましては、その地域の環境等を考えまして、むしろ下水路化していく方向で整備をしていく。こういうようなことで、農林関係並びに私どものほうでも、下水道の部門と

○**峯山昭範君** 私はいま局長がいろいろと三点に分けてまして対策の問題についてもおっしゃいましたが、実際にこの問題については、これは非常に私は大事な問題だと思ふのです。いわゆる下水路というのを幾ら整備しても、こういうふうな面といわゆる何というか、放置されておりますと、こ

これはかつてそういうような点での事故が至るところで現実起きておりますね。また、新聞の報道によりまして、建設省の係官の発言しておる問題の中には、非常に何というか、そういう中小河川、いわゆる小河川ですね、いまおっしゃったいわゆる河川法に基づかない河川に対する取り組み方がまだ甘いんじゃないか。もっと全国的な調査も非常にむずかしい点はあるとは思いますが、これはやはりこういう点について全国的な調査をやつて、それで何か私が聞いておるところでは、建設省では各都道府県から報告はさせなければ、集計をやつていないというふうなことを発言した人もいるらしいのですが、これは事実なのかどうかわかりませんが、こういうふうないわゆる小河川については、これは積極的にもっと調査をやり、そうしてこの対策というものに本格的に取り組まないと、下水路の整備が非常におくれているわけですから、それと関連をして二重投資になる問題も出てまいります。たいへん問題が出てまいりますから、そういう点についても本

格的にやってもいいということをしめしめと  
思うのです。東京都の場合でも、何か二三区合  
わせると相当な下水、何というか、小河川とい  
うのようになります。二千キロにもなるとい  
うのですから、私はいへんなものだと思うの  
です。それでこれに対しては三点に分けてお  
いては、これは各都道府県に対してそういうあ  
いにくさちと行政上の指導をしていってやるの  
か、またはここで発言しただけなのか、そこ  
らのところについてはこれはどうなんですか。

○政府委員(川崎精一君) 私どもは主として河川  
の管理の立場でございまして、そうした問題につ  
きましては、いわゆる都市施設といたしまして河  
川も治水、利水上、並びに環境保全上、いろいろ  
都市の公共施設の中の機能の一環としてやはり整  
備するべきものだというようなことで、市街化区  
域等につきましては、その整備の目標に河川も合  
わせるようにいたしまして、しかも特に下水道と  
の関連の公共事業との調整等は十分心がけてやる  
ようにというふうなことで、それぞれ都市局、河  
川局で共同の通達を出し、また、それぞれの全国の  
担当者の会議を行ないまして、そういった施設は  
できるだけ徹底をはかるようにいたしておるわけ  
でございます。

○峯山昭範君 これはこういうふうなものは何と  
呼ぶのですか。

○政府委員(川崎精一君) 法律上の正式の呼称は  
ございせんが、一般には普通河川というふうに  
称しております。

○峯山昭範君 そうすると局長のその発言の中に  
は、やはりちょっと聞いていて、私たちは普通河  
川と呼ぶからには、これは当然河川局の私は担当  
だと思ふのです。しかしそういうふうなごみ  
たいな、こういうふうな河川法に基づかない河川  
なんだから、それは都市局のほうとも相談して  
いろいろあるわけですか。私は当然そういうふう  
に相談してやるべきだとは思ふのですが、私たち  
は、河川管理の立場ですから、ということとは、普

通河川はどうも自分のところに含まないんじやな  
いか、そういう感覚というのがあるという感じが  
するわけですか。これはやはり本格的にこう  
いうような問題に取り組んで、私たちは、都市局  
と相談して都道府県に指導しているとおっしゃ  
いまして、これは具体的にどういうふうな指導  
していらつしやるのか、また、この対策につい  
ては建設省としてはどういうふうな考えていらつ  
しやるのか、これはやはりこれから対策として  
重要な問題であると思ふのです。

たまたまこの間から東京都で、四十三年からど  
ぶですね。いわゆるそのどぶ川に妨が転落して  
それで非常に問題になった。それで東京都ではあ  
つて、各区の負担分と合わせて二十億近くかけ  
て負担をしたり、ガードレールみたいなものを  
つけた。それに対して建設省の役人の皆さんが  
おっしゃっておることは、あれはいわゆる公害対策  
にも何にもならない。いわゆる下水道ということ  
からすれば二重投資であるというふうな発言をど  
んどんしておるわけですね。都市局長さんのほう  
でもやっております。都市局長さん、そういう  
建設省としては逆にどういうふうな対策をいまま  
で講じてこられたのか、これからどうしていかれ  
ようとするのか、この点どうですか。

○政府委員(川崎精一君) どうも河川の立場だけ  
でちょっと割り切った話を申し上げまして、少し  
ことばが足らなかつたように存じますが、やはり  
総合的な都市の排水の機能とすれば、河川も都市  
の下水道も一体でございます。したがって、私  
どもの側から言いますれば、単に汚水の排水だ  
けではなくて、ある程度流域のまとまつたような  
もので、下水道では始末のできないような規模な  
り、あるいは環境にあるようなものにつきまして  
は、どしどし河川に取り込む必要があります。た  
だ地域的にいろいろ事情がございますので、そう  
いったものにつきましては、個々に下水道の担当  
部門と協議をして、境界と管理の分担をきめなさ  
いというふうなことでやっておりますわけです。しか

し概念的に河川じゃないような、しかし在来の農  
業の形態の残滓のような水路もございまして、家  
庭の表を通つていような水路もあるわけ  
でございます。そういうのも全部河川に取り  
込むかということになりますと、なかなか規模な  
り範囲はきめにくいわけでございますけれども、  
いわゆる普通河川のようなものにつきましても、  
できるだけ実態をつかみたい。ただしこれは非常  
に地域性の強いものでございまして、なかなか  
全国的に、あるいは全国ベースで取り上げると  
いうことはむずかしいかもしれませんけれども、  
できるだけ実態を把握しまして、それによつて各  
地方公共団体が環境的な配慮なり、あるいは治水  
上の配慮をしていただくように指導をしていく。  
なお、そういった普通河川がある程度資料がまと  
まっております。これは自治省においても交付税等  
の心配もする道も開けるのではないかと、いうよう  
なことで、自治省とも協議をしたりやっております  
第でございまして。

○國務大臣(根本龍太郎君) 私に質問ありません  
けれども、重大な問題だからちょっと申し上げま

この問題は御指摘のように、従来河川というも  
のを治水、利水のみから大河川、まあせいぜい  
中小河川までいっていただけでも、御指摘のよ  
うに都市化現象に伴ひまして、この小さなわづ  
る一般普通河川なんかは、非常に重大な社会的な  
関心を持つて、国民生活に重要な関係を持つて  
きたわけでありまして、そこでまずとりあえず、都  
市河川というふうなものを設定しましてこれや  
つておるのですけれども、必ずしもこれで十分じゃ  
ありません。そこで実は先般の河川審議会に私が  
出た際にこの問題を、いわゆる普通河川の所管並  
びにこれの対策はどうあるべきかということをも  
本的にこれは考え直す必要がある、事務当局にも  
その検討を命じまして、適当な時期において河川  
審議会にこれをひとつ諮問いたしまして、この管  
理をどうすべきか、これを都道府県にはつきりと  
委託して管理権を移譲するなり、あるいは権利を

与えて措置するなり、また、これに対する指導方  
針を確立しておかないとこれはいけないんじやな  
いか、こう思つております。いま御指摘になりま  
した点は非常に重大な問題でございまして、今  
後省内はもとよりのこと、これは農林省関係、自  
治省関係、また財政当局としての大蔵省ともかな  
り関係がありますので、十分それらの関係省庁と  
連絡の上、これらに対する基本的な姿勢を確立し  
た上、必要とあれば立法措置もしなければなら  
ないと思つておる次第でございます。

○峯山昭範君 まあ、大臣からいふ答弁がありま  
したので、もうあまりこの問題については言いま  
せんけれども、いざにしまして、下水道整備の中  
で、普通河川の問題は非常に大事な問題だと私は  
思ふのです。そういう意味で建設省自体でも、ま  
たそれそれまたがらうと思ふのですが、そういう  
ふうな実態というものは確かにつかみにくいし、た  
いへんな状態ではあるかと思ふのです。しかしな  
がら、実態がわからなければ対策も何も講じるこ  
とができないわけですから、この整備五カ年計画  
とは別に、やはりこういうふうな公害という面か  
らいいますと、こういうところから流れ出てきた  
汚物というか、たいへんなものです。こういうと  
ころから流れてきたものは、結局はPCBの問題  
とかいふような問題を引き起こしておる可能性とい  
うのは非常に強いわけですね。そういう問題につ  
いては、やはりいま大臣からお話がありましたけれ  
ども、当然そういうふうな実態を調査して、将来  
の抜本的な長期見通しに立つた対策というものを  
立てないといけないのじゃないか。また、現在の  
五カ年計画そのものが達成されたとしても、欧米  
の状況に追いつくのはまだまだでありますし、こ  
れはまだほかにやるべきことが一ぱいあるなんて  
言つておるのでは、それじゃ間に合いませんの  
で、こういうふうな普通河川に対する対策も含め  
て長期的な計画のもとにこの下水道対策  
というものをやっていたらいいと思ふのです  
が、いかがでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) たいまばくが申し上げましたとおりでございますので、いまの御趣旨に沿うていわれる実態調査を進め、これに対する対策を今後積極的に検討してまいりたい。

○釜山昭範君 それではヘドロの問題をちょっといろいろと質問したかったのでありますが、一つは先般の委員会でも相当ヘドロの問題が出てまいりました。田子の浦のヘドロの問題につきましても、いよいよ本格的な投棄が始まったわけであり、まずけれども、二次公害という問題については公害は出さない。きょうは山中長官お見えになっておられますけれども、大臣も二次公害の問題については、相当、同僚議員からもきびしく話がありました。しかし、現実には相当もうしょっぱなから——これは二次公害と言えるかどうかかわかりません。しかしながら、みんな心配していたことが結局現実に起きているわけですね。これはやっぱりこれからこういうふうな対策を講じていく上において私は相当重要な問題だと思っております。これは大臣、どうでしょうか、この問題。

○国務大臣(根本龍太郎君) きょうの「朝日」に出ておる、ヘドロ投棄に伴うではないかという一つのクエスチョンマークをつけてあれが出ておるので、私も非常に心配しまして事務当局として調べさせました。ところが、あれが原因であるという明確なあれがないということと、それから従来からもやっておるのですが、河川管理者として常に具体的な調査をしておるようであります。いままでのところ、そういうヘドロの投棄に伴うところの異常現象が出ておるといふ報告が出てないということでございます。しかしながら、ああいう記事が出た以上、さらに厳密に現地において調査の上、その報告に基づいて二次公害の現象があるならば、さっそくそれに対する対策をしてもらいまして善処したいと考えております。

○釜山昭範君 私は、大臣ね、これは富士川河川敷にヘドロ投棄を始めたために出てきたのであるかどうか、因果関係を追及して立証しようとしたら、これはたいへんなことだと思ふのです、実際

問題ね。しかしながら、風向きとか、いろいろな状況から見て、これは明らかにヘドロ投棄によるものではないか。私もクエスチョンマークをつけて言っておるのですが、「ではないか」という疑いは十分考えられるわけですね。そういう点からいうと、そういう時期的に見てもいままでこういうものはなかったのだらうと私は思うのです。そういう点から見ても、とにかく行政当局としてはこれはたいへんなことだということ、さっそくこの問題についても本格的な調査はやっておると思うのですが、一時ヘドロ投棄を中止してでも調査するなり何なりの手は打たないといけないと思ふのですが、どうですか、具体的に。

○政府委員(川崎精一君) たいまばくの点につきまして私どものほうに入っておりますことをちょっとお伝えしたいと思ひますが、この許可にあたりまして硫化水素等の臭気等に伴う対策というようなことで、いわゆる処理場に約七カ所ばかり検知器を置いております。それから田子の浦の港のほうに同じようなものを四カ所ばかり設置してございます。それぞれの場所における検知器にあらわれまして硫化水素の濃度が一定以上になりますと作業を中止する、こういうようなことで、昨日は特に最初の日でございまして、担当地方建設局の工事事務所の所長も現地に立ち会ひまして、県と一緒にずっと監視をいたしておりました。それぞれ検知器にあらわれる数字はゼロでございます。ほとんど硫化水素の発生がない、こういうようなことで、けさ私も新聞を見まして実は驚いたわけでございます。その原因なりあるいは検知器のチェック等も急いでやるようにということで指示をいたしましたわけでございます。いままでのところでは、これが直接の原因ではないと思つておりますけれども、なお、その他詳細につきましましては静岡県の公害課を中心にして調べようというように調査をいたしておる次第でございます。

○釜山昭範君 私はそれが問題なんです。まず一つは、局長ね、あなたはこの生徒の皆さんが痛

みや不快を覚えたというのは硫化水素によるものだという説明はないのです。一言も言っておりません、私も。そうでしょう。まず一つは、硫化水素によるものか何によるものかわからない場合があるわけですよ。ですから、まずそういうような硫化水素によるものだとすることが明確になっていないわけですね。明確になっていない前に、硫化水素は全然出ていなかった、そういうことを言うのはいかぬわけですよ、実際問題として。

それからもう一つは、検知器を設置して一定以上のものが出ていない、だからそこを違うという理屈は成り立たぬ。まず一つは、生徒がおったところには検知器はなかったはずなんです。現実には学校の生徒が非常に不快を覚えた、こういう学校には検知器は備えていなかったでしょう、きっと。ですから、それは一がいにとつたことは言えないのです。逆に、検知器をつけた、だが一定以上のものは出ていない、だからそれでないとは言えないわけですね。これは非常に公害の対策の上でも私は大きな問題だと實際思ふのです。ですから、そういうような点で、これはヘドロですから、何が何だかわからぬわけですね。もちろん硫化水素の問題については前から問題になっております。現実にはあやう、やった人たちが相当そういうような中毒を起したり問題を起してありますから、そうであるというところはわかりますけれども、そういう点についてはもっと、何とか、関係当局も真摯にこの問題に取り組んでもらわないといけません。本気になってこの問題に四つに取り組んで対策を講じてもらいたい、こう思ふのです。どうですか。

○政府委員(川崎精一君) 先生のお話のとおりでございます。現在、まあ原因が何によるものか、それからどういふ現象を起しておるかというようなことにつきましまして静岡県の公害課で別に硫化水素にとらわれたわけではございませんけれども、その児童といいますが、中学生の目をきましても総合的に調べるように、私どものほう

もできるだけ協力をして、やるように指導をいたしておる次第でございます。

○釜山昭範君 現実にはこの生徒が百人以上もそういうふうな事故を起したというのは事実なんですか。

○政府委員(川崎精一君) 新聞のような事実があったというふうには聞いております。

○釜山昭範君 これは公害対策本部ですね、この問題については相当前から私たちの委員会でも問題になったんですが、これはどう取り組んでますか。

○政府委員(城戸謙次君) 田子の浦の問題につきましては、特にいまや本格的な作業が始まるという段階でございますので、いまのような二次公害が起るおそれがないように万全の措置をとるよう県と連絡していただいております。その中学校の問題でございますが、この点、実はけさ再度確かめたわけでございますが、この南中学校自身に硫化水素につきましましては測定点があると、観測点があると、こういうことでございまして、硫化水素に關します限りは検出されないか、あるいはトレス程度と、PPMでいいますと○PPM以下と、こういうふうな報告を受けてるわけでございます。ただ、いま先生御指摘のように、ほかの問題もあるいはあるのではないかと、いふうに考えられますので、いまのしゅんせつに伴いますもの、あるいはこれ以外の硫酸酸化物、こういういろいろな問題を含めまして、保健所を通して現在検討をいたしております。

○釜山昭範君 ということは、こういうふうな事故は、これはまあ原因の究明はこれからなされると思ふんですが、やっぱりヘドロ投棄による二次公害で——いま城戸さん二次公害とおっしゃいましたが、この二次公害と考えていいんですね、こういうような問題は。

○政府委員(城戸謙次君) これは、私がいま二次公害と申し上げましたのは、ヘドロ自身が一つの公害であると考えますれば、それを処理するため二次公害だと、こう申し上げたわけでありまし

て、ヘドロの処理に關連いたしますれば、当然それ自身が一つの公害である、こう考えても差しつかえないと思ひます。

○峯山昭範君 それから、私は、こういうような問題については、これは非常にこれからますます出てくる可能性もあるわけですが、現実にはこのヘドロ投棄にあつて二次公害は絶対ない、また人体に影響ないということは、相当突っ込んだ議論が行なわれた上で、その上での投棄が始まったわけですが、そうしてここに出てきたということは非常に残念だと思ひます。

それからもう一つ、私は、この間の議論からも一点確認しておきたいのですが、現実にはこの田子の浦のヘドロの中にはカドミウムとか水銀というものが含まれておる、こういう話がある。そして、それが河川敷に捨てた場合に伏流水となつて流れ出す可能性はない、こういうふうな答弁がこの間ありました。これは私はどういふ実験をやつて、どういふふうな調査をやつて、そのカドミウムまたは水銀等が伏流水となつて流れ出す心配がないと、こうおっしゃつておられるのか、この点も一回伺ひしておきたいんですが、いかがですか。

○政府委員(城戸謙次君) このろ過水につきましては、模型の実験槽をつくりまして、ろ過水の水质を測定いたしております、その場合にアルキル水銀とかあるいは水銀、トータル水銀、それからカドミウム、こういうものは検出されないという結果を呈として得ておるわけでございます。

○峯山昭範君 それはあれですか、田子の浦のヘドロを想定してやつた実験なんですか。それでしかも、その伏流水等に私はまあいかなる条件のもとでもそういうふうなヘドロの中に含まれた水銀とか、まあ水銀にはいろいろありますが、総水銀として、それからカドミウムとか重金属等がその水の中に溶けて流れていく可能性はもう全然ないのか。もしその、そういうことについて実験やつたとおっしゃいますが、私は、そういうことがこのあとで出てくる可能性があるわけですよ。現実

にカドミウム公害見ても、いろいろなあれが伏流水に必ず出て出てきておるのです。流れてこないというデータがあつたら詳細にもらいたたいです、全部。どういふ実験をやつて、どういふ程度のカドミウムの濃度とどういふふうな水を流し、またはヘドロを脱水して、そしてその後どういふふうな雨を降らし、雨といふんです、雨量といふふうなものを想定して、それでも伏流水となつてそういうふうな重金属等が流れてこないのか、そこら辺のところは重要な問題だと思ひます、私は、それを全くない、全くないという答弁で済んでおられるわけですが、現実にはそれじゃそれが出てきたらどうなるのか、これはたいへんな問題ですよ、実際問題。そこら辺もやっぱり当然相当突っ込んでやつておられると思うんですが、そこら辺のところはどうなつておられるのか、詳細に伺ひたい。

○政府委員(城戸謙次君) この実験でございますが、これは当然田子の浦のヘドロを素材にいたしました実験であるということでございます、その場合のろ過水の内容を検討いたしました結果、静岡県の研究機関におきましてはそういうふうな結果を得ておる、こういうわけでございます。

この際、ちょっと申し上げておきたいのですが、いまの水銀にしまして、あるいはカドミウムにしまして、一定の試験方法のもとにおいて検出されるということでございますから、試験方法によりまして、それにかからない程度のごく微量なものがあるということ、試験方法を前提とする以上当然のことでございます。ただ、いまここで手元にどういふ試験方法をやつたかというデータを保持しておられないので、後ほどその方法、それからその検出の限界、こういうものにつきましては御報告申し上げたいと思ひます。

○峯山昭範君 水の中にごく微量とおっしゃいますが、最近ではP・Bという単位が出てきておる時代ですよ。そういう時代ですから、P・Bの単位でいいたら相当出てきておるわけですね、そういうふうなことも考えられるわけですが、現実には、ですか

ら、これは相当慎重に対処すべきじゃないかと、そういうぐあひに思ひます。その点はこれからまたこの次の何かの機会に論争をやることにしたいと思ひます。

それから、きょうは運輸省の港湾局長お見えになつておられます。田子の浦の問題も非常に重要な問題であると思ひますが、ヘドロが相当湾内に堆積しているところというのは田子の浦だけではないと思ひます。日本全国——ヘドロそのものが堆積しているところはそんなにないかもしれませんが、相当あると私は見ています。現実には、あちこち私たちが調べたけれども、相当出ています。そういうふうな関係から実際の港湾局自体としては、いまだどういふぐあひにそれをつかんていられつゝあるのか、それは一体どういふぐあひに對処しようと思ひます。

○政府委員(栗栖義明君) 先生御指摘の第一点の問題でございますが、これは経済企画庁の調整費をいたしまして、昨年の秋から全国で、私のほうで企画庁と相談いたしました、私のほうで四四港、それから企画庁で八港、それから北海道開発庁で四港程度と申します、机上で大体図面を見まして、先生御指摘のように、何か港の中にそういう危険物が堆積しているんじゃないかと、疑問のある港を選びまして調査を始めたわけでございます。で、現在調査の中身はいろいろございまして、御承知かと思ひますけれども、重金属のいろいろな検出の試験所の数が非常に少ないという関係もございましておられておりますけれども、ぼつぼつ報告が開始されているという段階で、現在それを集めておるという段階だといふに御理解いただきたいと思ひます。それから、なお、港と申しましていろいろな種類の港がございまして、広いところもございまして、生産工場があるとか、あるいはヘドロというところもあつておる、あるいは汚泥の堆積しやすいような地形と申します、港の湾形がございまして、そういう点を中

心に調べまして、結果が出れば、あらためてもう一度それ以外のところも調べなければいかぬし、さらに追加する港が出てこようかと思ひますので、それも調べてまいりたいというふうなことを考えております。

次に、そういう堆積物の処理の問題でございますが、実は港の中で海底に堆積したものがどういふ状態であればどういふふうな人体に危険であるかというところは、私も専門でございせんので、いづれその基準が出ようかと思ひておられますけれども、とにかくいづゆる危険物、たとえば奥洞海のような問題がございまして、そういう場合の処理対策というのは技術的にどうしたらいいかというところでいろいろと検討しておるわけでございますけれども、現実にはまだはつきりこうだという成案はございせんけれども、一般的に考えられますことは、なるべくたまったものを攪拌して散らしちゃいけないということで、港湾の利用上、機能上支障がなければ、何かその上にこうふたして押えちゃうというの、一つの方法かと思ひます、広がらないような方法でそれを吸い上げまして、囲いをつつて、それが外部に漏れない、外洋に出ないというふうな厳重な囲いの中に封じ込めてしまつて埋め殺してしまふという方法もいいかと思ひまして、いろんなそういうケースにつきまして検討は進めておるのでございます。

○峯山昭範君 まず田子の浦でこれだけ問題になつたわけですから、去年から四十四カ所、八カ所、四カ所、合計五十六カ所ですか、調査をしていらつたというわけですが、どうなんですか、いま出てきた結果というのは、どういふところがあるところを——これは五十六カ所も言つてもらうのはたいへんですけれども、特に最近よくれている港というのはどういふところがよくれているのですか。

○政府委員(栗栖義明君) まだ各港、たとえば水質とかんとかは出ておりますけれども、底質の調査につきましてはまだ私どもの手元には届いて

んから、東京湾の前々から問題になっているのはずいぶん出ているわけです。重金属とかカドミウムとか水銀とか、一ぱい出ています。現実にはそういうふうなものを取り除く意思はあるのか、こう聞いているんですよ。どうなんですか。これは取り除いてきれいにする意思はあるのかというのです。

○政府委員（城戸謙次君） これは非常に重要な問題でございますから、私が答弁するのは適当かどうかわかりませんが、公害対策本部の立場では、

できるだけいいにしていこうというところは当然終着点であるわけですが、その意思があるかないかとおっしゃれば、当然あるわけですが。ただ、これは技術的に可能であるかどうか、どのくらいの費用で可能であるかどうか、そういう具体的な問題がわかりませんと、何ともそれ以上申し上げられないというのが私の気持ちでございます。

○釜山昭範君 そうすると、技術的には可能なんですか。

○政府委員(栗橋義明君) 港灣のほうでいろいろと、いままでもしゅんせつなんかやってきた経験から申し上げますので、具体的に一口に技術的に可能かどうかという御質問に対してお答えになるかどうかわかりませんが、先ほどもちよっと申し上げましたように、物理的にはふたをして押え込んじゃうとか、あるいはさらうということ、さらったものをじゃあどういうふう処理するかというところになるかと思っておりますが、従来やってきておる方法は、囲いをつくりまして、たとえば東京の夢ノ島でなんか埋め立ての処理をやっておりますけれども、あれをそっくりまねするといふわけじゃなくて、もう少し嚴重なものが要ろうと思えますけれども、ただ単に掘って移すというところは可能でございます。ただ、掘るときにどういうようにそういうものが拡散されるかという心配とか、あるいは運ぶ途中にそれがばらまかれた場合どうなるかという点につきましては自信がございません。

○釜山昭範君 これは城戸さん、さっきからあなたは、海洋をきれいにするということについて、所管もはつきりした、こうおっしゃっておりますけれども、まだ海をきれいにするということについては、所管がはつきりしていないように思うのです、私は。みんな自分のところは、運輸省は船が通ります、そればいいという感じがしますけれども、それそれやばり、何というか、分かれていまして、これは、どこが責任を持ってやるという気持ちにならないといけないんです。何で私はこんなこ

とを言うかというと、前回の委員会ときに、東京湾の問題で、東京湾の魚の中からPCBが相当検出されている。なまで二〇PPMのPCBが検出されている、東京湾の魚の中から。またこういうことを言うと、東京湾のハゼの業者がおこるかもしれないが、現実にはそういう危険なものが検出されている。東京湾の海が汚染されていると同時に、ヘドロの中に相当いろいろなものも蓄積されているということも明らかなんです。これに対して一体本格的にはどうするのだと、この間の予算委員会でも対策本部の山中総務長官は、技術的に可能かどうか本格的に検討すると、こうおっしゃいました。その後何もやっていないんですよ、現実には。いま私は東京湾を例にあげて言っているだけなんです。海をきれいにするということは大事なことなんです。それに付いて現実にはいまだ法律では何もできないんじゃないんですか。すでによごれた海をきれいにするための法律というのはどこにあるんですか。

○政府委員(城戸謙次君) この点、先ほど申し上げましたように、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案、これは現在御審議いただいておりますが、この附則で漁港法だとか港灣法だとか、あるいは港灣整備緊急措置法でございますが、そういうものの法律の改正を行なっている中で、「港灣における汚水その他公害の原因となる物質のたまりの排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のために行なうもの」、これを港灣工事として港灣管理者がやる。こういうたてまえになっているのであります。漁港法についても同様の措置がなされている。したがって、この法律が成立いたしますれば、当然政府としてはそういうような法律上のたてまえを受けまして、今後そういう漁港とか港灣とか、そういうものをきれいにするための事業を積極的に進めようということができるのであります。現段階では、おっしゃるように、確かに所管がはつきりしていないという点がございしますが、

今後はさようなことがなくなるというのが私どもの考え方でございます。

○釜山昭範君 ということは、港灣局長さん、あなたのはうですか、これは。東京湾をきれいにするということは、あなたのほうですか。

○政府委員(栗橋義明君) いま対策本部から御説明がございましたように、港灣法を改正されますと、港灣の区域の中は私どものほうの責任でございます。ただ、東京湾全体で申しますと、港灣がつながっておりますが、東京湾全部が港灣の区域であるということでもございまして、それ以外の区域もございします。

○釜山昭範君 そうすると、これはどこどこですか。いま私は、かりに東京湾と言っているだけです。東京湾一つでさえなかなか区分がはつきりしないんじゃないか。もっと本格的に取り組んでいかないと、何も取り組まないのと同じなんですよ、いま。現実にもっと本格的に海をきれいにするための対策をやらなければいけないと言っている。この海があまりにもよごれ過ぎていっているんです。現実には造船所の船の塗料、あの色がしたやつ、あれをがさつと落とされているんです、現実には。造船所のすぐ下に行つてごらんない、たいへんなヘドロがたまっております。そういうのははつきりわかつておりますね。けれども、わからないものが相当問題が残っている。あるところでは砒素とか相当現実に検出されているんですね。そういう問題が具体的にたくさんありますが、たとえば東京湾をいま言っているんです。東京湾一つにしても、一体どこが本気になって東京湾をきれいにするために取り組んでいくのか。現実にはそこに魚がたくさん泳いでいる。きょうは水産庁来ておりませんが、現実にはそういうものについて人間の健康という点から考えて相当問題が出てくる。こういう問題についていまだばつぱり資料を集めております。国として分析の装置がないから地方に頼んでおります。確かにそうせざるを得ませんけれども、もっと積極的に本格的にこういう問題に取り組まないといけない、こう言いたいんです。

す。一体港灣局とどこが責任を持ってやるんですか。

○政府委員(城戸謙次君) 先ほどからお答えしてありますように、港灣の区域あるいは漁港の区域、この二つが重複しないわけでございます。これにつきましましては、港灣管理者なり漁港の管理者がそれぞれ担当してこういうような公害防止のための事業をやっていく、こういうことで整理しております。

ただ、いま運輸省のほうからお答えがございましたように、港灣区域、漁港区域以外の海域もあるわけですが、これにつきましては、特に現在のところ法律的な体系もございまして、その汚染の状況等による対策事業の規模に応じまして関係の都道府県あるいは市町村が担当するというような方角で検討してまいりたいと思っております。したがって、具体的にこの地域の問題をどう処理するかということが、そういう意味では一つの調整的な問題でございますので、現段階では、私も公害対策本部でございまして問題があるところは調整してまいりたいと思っております。

○釜山昭範君 私は、現実の問題として、法律ができたって実際その対策には何にもならないと、そう思うのです。もっと本格的にその調査をや、そしてどういうぐあいに処置をしていくか。たとえば田子の浦のヘドロを富士川の河原に捨てた。そのときには、この間の委員会でもお話しがありましたけれども、それこそ建設大臣の政治判断、それでやった、それしかないですよ。ほんとを言えば、もう本気になって政府自身がこのヘドロそのものを全部取り除いてしまおう、また、そのものを排出している公害源を徹底的に調査して、そうしてそういう排出源を徹底的に取り締まり、これ以上海をよごさないという積極的な姿勢というものを示していかないと私はいけないと思うのです。そうやらないと、何をやっているかわからない。東京湾は、いまの調子だとますますよごれていきますよ。いまのままほっておけば海

はますます私はよごれると思うのです。これ以上よごさないために、特に、たとえば港湾局自体も、港湾の中にヘドロとかいろいろなものを捨てている、流している工場等を徹底的に調べて、そしてそういうようなものを排出させないよう——現実にもう幾つか調べていますか——そういうところを調べて、そしてそういう事故が起きないように、田子の浦だつて、もっと早く気がついてやっていたらこんなことにはならない。港湾管理者がもっと積極的にやっていたら、こういうふうな意味で、こういうふうな公害対策については、それぞれの担当のいわゆる所管の場所できちんと本格的に取り組んでおれば、こういうたいへんなことにならないと思うのです。こういう点についてもっと積極的に取り組んでもらいたいと思うのですが、対策本部としてはどうですか。

○政府委員(城戸謙次君) 全く先生のおっしゃるとおり、私も非常に積極的に取り組むたいと、こう考えておるわけでございます。話が途中から、具体的な問題に入りましたので申し上げませんが、経過的に申し上げますと、私どもはヘドロの問題が非常に重要だということで、昨年の公害対策基本法の改正の場合に「公害」の定義の中に、「水底の底質の悪化」ということを加えたことは、先生御承知のとおりでございます。それをもとにして、各種の排出規制その他でそういうような状態を生じないように対策を立てられるような法的な基盤をつくってまいったわけでございます。

一つは、いま御指摘のような排出規制そのものでございまして、水質汚濁防止法を新しくつくりました際に、従来のような指定水域という考え方をやめまして、全国的に規制できるというたてまえをとったわけでございます。それからまた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律について申し上げますと、これで廃棄物の投棄を禁止をいたしますとともに、海洋汚染防止法と合わせまして海洋への廃棄物の投入処分等の排出を規制することに

いたしたわけでございます。これらの法律、基本法を除きまして、まだ施行になっておりませんが、施行になった場合には、各種の規制を通じてできるだけ厳格にこれを施行いたし、ヘドロ等の問題は今後生じないようにやってまいるつもりでございます。

それから、いまの、すでに堆積したヘドロの処理につきましては、いま申し上げましたように、法律の体系としては所管の問題を整理するというのが一つでございます。それからまた、この事業を行なった場合の費用負担の関係、あるいはまた事業者の負担区域以外につきましての国の負担率のかさ上げをするということも必要でございます。これらにつきまして法律的な手当てをいたしております。あるいは今国会に提案している段階でございます。

それからなお、法律だけではどうにもならぬのじゃないか、こういう御指摘でございますが、もちろん、法律だけではこれは完全な対策になるわけではございませんので、先ほどからお話しておりますように、十分なる調査をし、あるいは研究をする。それによって、技術上の問題を解決するということによって、全国的にこういうような問題を生じませんようにやると同時に、すでに生じているものについての対策を立てていく。こう思っておりますし、全く先生のお考えと同じように前向きにやる、積極的にやるといふ気持ちにおきましては変わりが無いと思っております。

○山田昭範君 二、三点でやめたいと思うのですが、大阪の公害監視センターというのは私は相当優秀なものだと、こういううまいに聞いています。ところが、最近大阪の公害監視センターの部長さんが一人やめました。聞いていますか。その人の話がこの間から相当い問題になっていまして、どういふことが問題になっているかといふと、その部長さんの話からいろいろなことがわかってきました。いわゆる公害監視センターをつくったがために、公害監視センターが大きな公害絶滅のかけものとなっている。それでその部長

さんは、これは技術屋さんで専門家です。亜硫酸ガスの排出量については、もう相当前からその着地濃度をなんぼにせよいかぬということを主張していた。ところが、その監視センター自体はもう企業とべつたりで、企業がこまめにしかできない、だから企業の公害対策に合わせて監視センターもその公害の規制をしておる。こんなことで、大阪は、ぜんそくにしまして何にしまして、日本一確かに高い。こういうふうなことになるのは、私はこれはたいへんだと思うのです。よ、実際問題。これは事実かどうか知りませんが、それでも、しかし、こういうようなことが現実になつていくのです。本人は、やめて、公害をなくするた

めこれから全力を尽くしてやっていきたいと、こう言っているわけですね。そういう点から考えると、ぼくは公害監視センターができたこと自体が、公害をなくするということについて、われわれが表面から見ていると、相当前向きに取り組んでいるように見えますけれども、そのこと自体が、公害問題をうしろから引っぱっているという感じにしちゃまずいと思うのです。ですから、現実にはこの間の法案が十三本か何本か通って、公害問題は、通ったとたんにもう公害対策が終わったという感じになつちゃまずいわけですね。ですから、そういう点からも、当然この公害問題についてはもっと積極的に取り組んでもらいたいし、また、あの法律が通って公害問題は終わったん

じゃなくて、あれからスタートなんですね。この点はよく心得て、公害対策本部としてもこれから対策に取り組んでもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(城戸謙次君) 大阪の件、私全然存じません。そういうことがないように折るだけでございます。私どもとしましては、全く公平な立場で監視測定その他をやりました、その上に立つて取り締まりをやっていくというのは当然のことだと思っております。

それからまた御指摘のように、法律が通ってす

べて終わりだという感覚は全く持っておりません。これから公害対策が始まるということについては、先生のおっしゃるとおりでございます。

それからなお、先ほど答弁保留しました田子の浦の場合の検査の方法でございますが、これはカドミウム、水銀とも、原子吸光分析によつておりますので、検出限界はカドミウムが〇・〇一PPM、それから水銀の場合は〇・〇二PPM程度になるとございまして。

○山田昭範君 私は、カドミウム、水銀等の分析は、それは原子吸光分析でやる、それは当然だと思ふのです。私、そんなことを言っているのじゃない、実験そのものをどういうふうあいにし

て出してください。

それからもう一点、行政管理局さんお見えになっておりますので、ひとつだけ伺いしておきたいのであります。この今回の法案の中で下水道部が設置されるわけでありまして、これはいわゆる機構の充実といえますが、そういうことも言えると思ひます。しかし、私たちは前から定員の問題並びに機構の問題等、両方分けていろいろと質問してきました。定員の問題についてはきょうはこれは別問題でありますから省きますが、機構の問題については、機構をこれから簡素化していくという意味から考えて、そのスクラップ・アンド・ビルドというのが機構改革の中心であるというふうには私たちが聞いてまいりました。今回はこの下水道部ができたということは私は賛成であります。それから外国と比べて日本の下水道行政というのは非常に不十分である。そういうような面からも、直接手は下さないにしても、建設省の下水道部というのができるということは非常に賛成であります。行政管理局としては、これは部をつくるということについては一体どういうふうあいに考えていらっしゃるのか。いつもの原則とは

ずいぶん違うわけです。ということは、国民の需要といふか、そういうふうな必要があれば——必要があればですね——そのスクラップはなくてもちゃんとこういううまいにどんどんやっていく意思があるのか、こゝろ辺のところを一べん聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

ただいまの御質問のスクラップ・アンド・ビルドの問題でございますが、私も理論的に考えますと、スクラップがなければビルドがないということとは、理論的に必ずしも妥当しない場合があるうかと思つております。必要な組織はこれは組織をつくる。また、不必要な組織はこれはやめていくということとは当然だと思ひまして、その間に何ががあるというふうには必ずしも考えておるわけではございません。ただ、御承知のように、いわゆるパーキンソンの法則というふうなことも巷間にいわれておまして、行政組織、行政のみならず、組織一般は往々にして拡張の、膨張の方向を必ずとどるといふことは、大体常識として私たちが受け入れているわけではございまして、そういう膨張を防ぐ、そして行政組織という点から見ますと、国民のためにできるだけ簡素で能率的な組織で行政を行なうという趣旨を達成したすための実際的な手段といたしましては、新しく組織をつくる際には、その際、部内の組織を再検討していただいて、行政需要の消長に応じて、これが行政需要の相対的に減つてきたもので整理できるものをなるべく整理していただく。結果としてスクラップ・アンド・ビルドになるという考え方で一貫しておる次第でございまして、そういう次第でございまして、しかしながら、行政需要の強さ、あるいはその消長、部内のいろいろの他行政との関係という点から申しまして、きわめて重大かつ大きな業務が新しく出てきた場合には、これはやはりスクラップ・アンド・ビルドというものに必ずしもこだわらなせんし、必要なものはこれを認めていくということは、これはあり得ることか

と思ひます。ただ、あくまでも原則としましては従来どおりの方針でございまして、行政の簡素、能率化ということから申しまして、新しい組織をつくり出す際には、できるだけ行政需要の減つた組織を整理していくという方針を堅持いたすべきだということとは確信いたしておりますが、しかし、ケース・バイ・ケースによりまして、必ずしもその原則どおりでない場合もあり得るのではないかと思つておりますし、現在この下水道の場合はその一つかというふうな思つております。たとえば沖繩対策庁でございましてか環境庁でございましてか、そういうものにつきましても、同次第でございまして。

○峯山昭範君 私たちも、いま局長おっしゃったように考えておるわけです。実質上どうしても必要などころはこれはやるべきである。しかしながら、私はもう一つ聞いておきたいのですが、国民にサービスする、そういうふうな立場に立つて、これは全部考えていかなければいけないと思うのです。国民の立場から考えて、どうしたほうが一番便利であり能率的であるか。ですから、名目上スクラップにして実体が残つておるといふのがずいぶんあるわけです。こゝろ辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○政府委員(河合三良君) ただいまの点につきましては、私は名目、実質ともに伴つたスクラップであるべきだといふふうに考えております。

○峯山昭範君 いまの答弁、私がちり聞いておきますから、今度、名目並びに実質、もうがっちり整つたものでないといけない。まあそうであればけっこうです。それだけ私はお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(田口長治郎君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後一時五十二分開会  
○委員長(田口長治郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言を願ひます。

○足鹿覺君 例によりまして、たいへん失礼いたしますが、すわつたままお許しをいただきたいと思ひます。したがひまして政府委員もすわつたままでけっこうでございます。よろしく願ひいたします。

先日、建設省設置法の一部改正に関連をいたしまして、駿河湾のヘドロ問題に言及をいたし、漁業、漁民の問題に重大な影響を及ぼしている本問題について質問をいたしました。しかるに、まことに不誠意きわまる、あるいはまた不勉強きわまる無為無策の水産庁の対策にあらんといたしました。したがつて、本日はあらためて水産庁長官の御出席を求め、伺ひますが、農林省設置法の第七十三条はよく御存じですね。

○政府委員(大和田啓氣君) 農林省設置法が手元にございませぬけれども、設置法によつて水産庁に要求されている事項につきましては、われわれ責任を持って行政を進めております。

○足鹿覺君 およそ水産庁長官たる者が「水産庁の任務及び長」の条項についてそらんじておられませぬのは意外千万です。では申し上げましよう。七十三条は、「水産庁は、水産資源の保護増養、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産業の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする。」「水産庁の長は、水産庁長官とする。」とあります。第七十七条を見ますと、「漁政部においては、左の事務をつかさどる。」という規定に基づきまして、水産行政の企画を行なうこと、以下十七項目ありますが、特にその中で「沿岸漁業、沖合漁業及び内水面漁業について免許、許可その他指導監督を行なうこと。」「沿岸漁業構造改善事業に関し指導及び助成を行なうこと。」「水産増殖に関する

こと。」「等、沿岸漁業に対して重大な責任を持つておられるにもかかわらず、駿河湾のヘドロ公害に対して、漁民や漁場や漁業が受けたことに対する調査資料も当日御提出にならなかつた、調べておられなかつた理由は何でありますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 先般の御質問に對しまして私どもの次長が何つてお答えいたしましたわけでございますが、おそらく田子の浦のヘドロ関係の漁業被害というものは、だれが考えてもあれだけヘドロの害が目に見えておるわけでございますから、漁業被害はございませうけれども、しかし的確にそれを申し上げるわけにはまいらないといふことを申し上げたのだらうと思ひます。私ども、事実、田子の浦周辺でおもな水産物と申しますと、シラス、サクラエビ、カタクティオン等々でございまして、四十年に比べますれば、四十四年あるいは四十五年というのには相当な生産量の減を来たしておるわけでございます。また漁場も相当地子の浦から他の場所に移つておるわけでございますから、漁獲物の推移あるいは漁場の変化等からいたしまして、漁獲高、漁業被害がヘドロによつてあるといふことは私は否定をいたすつもりはございませぬ。しかし、たとえば冷水塊の存在によつて生産が落ちるといふこともございまして、四十年に比べて四十四年ないし四十五年の水産物の漁獲量の減少が直ちにそのまへヘドロによる被害であるといふふうに申し上げること、これもまた正確ではないわけでございます。また水産庁も県当局から資料をよく取つてございまして、シラス、サクラエビ、カタクティオン等のおもな漁獲について、四十四年、四十五年は相当生産量の減があるという、また漁場が相当変化したといふことははっきり申し上げることができらるうと思ひます。

○足鹿覺君 ただいま冷水塊の問題をおっしゃいましたが、冷水塊の影響というものがあから判断的確に言えないといふことは一体どういふわけですか。結局、死の海になつておるといふこと

は天下公知の事実でしょう。それを冷水塊というきわめて部分的な、また不定期的なものによる理由をあげて弁明をされることは、はなはだ専門家の官庁であるべき水産庁としては、あまりにも専門家過ぎて理由を他に転嫁をする、ヘドロ公害を主たる原因であるという断定ができないのであります。念のため伺っておきますが、冷水塊があるのか。念のため伺っておきますが、冷水塊があるのか。念のため伺っておきますが、冷水塊があるのか。

○政府委員(大和田啓君) 私が申し上げておりますことは、漁獲量の減少あるいは漁場の変化ということがございましてヘドロによる被害があるというふうに申し上げておるわけでございまして。ただ数量的に、漁業生産というのはいく御承知のとおり年々による変化がございまして、その変化は、水温でありましてかあるいは海流の変化でありまして、そういふものによる漁獲量の変化がございまして、四十年来に比べて四十四年、四十五年にはシラスあるいはサクラエビあるいはカタチイワシ等々が減りましたものは、確かにヘドロの被害もあるけれども、その中でヘドロの被害がどの程度かということとはなかなか確実に申し上げられませんが、そういうことを申し上げておるわけでございまして。ヘドロの責任を別に転嫁いたしておるわけではございません。

○足鹿寛君 そのような御答弁を私は聞こうとは思いません。ヘドロの増大した地域では収獲が皆無になつておるといふ事実をお認めになるのですか、ならないのですか。

○政府委員(大和田啓君) ヘドロによって非常に海が局部的によれて、そこに魚も住まない、しかし昔はそこでも魚もとつた、そういう事態でございまして、それは確かにヘドロの被害でございまして、ただ田子の浦全体、田子の浦関係の漁協が、まあ大体由比から内浦にかけて五つ漁協があるわけでございまして、その沿岸地帯で申し上げますと、収獲が皆無になつたというところは必ずしもございせん。たとえばシラスで申し上げますれば、四十年来に千百トンほどで

ございましたが、四十五年来に九百十トンほど、サクラエビで、四十年来に三千トンほどでございましたが、それが四十五年来には千五百六十トンほど、カタチイワシが、一万六千トンほどが三千四百トンほどというふうな、五つの関係漁協の生産をいたしましては別にゼロということではございせんから、田子の浦のヘドロによって海が非常によれた、そのところの漁獲量というものは、それは数量にいたしましておそれるほどの大きなものではございまして、田子の浦全体、田子の浦関係の五つの漁協全体をいたしましては、減つたことは間違いないでございまして、また、サクラエビで申し上げますれば、四十年来の約半量、シラスで申し上げますれば、九百十トンほどでございまして、まあ八、九割ほどということとで、漁業は、多少漁場の変化を来しながらなお続けられておるが実情でございまして。

○足鹿寛君 漁場の変化とおっしゃいますが、由比から、富士川の河口からいわけゆる通称沼川あたり、それから内浦のハマチの養殖の被害というものは別な被害のようでありまして、いま漁獲高で御説明になりましたが、私の手元にあなたの方のほうからお届けになったものによりますと、シラスイワシは四十年来に千四百四十トンあった、それが五百七十五トンになった。サクラエビが、三千四百五十トンであったものが四十四年に二千六百七十七トン、四十三年は五千八百八十八トン、四十二年は五千七百八十一トン、カタチイワシは、四十年来に一万六千八百九十三トン、それが四十四年に四千七百五十トン、こういうことになっておる。これは漁場の拡大ということをおっしゃいましたが、漁船はですね、沖合へ漁場の進出をしなればそれだけの漁獲はないというわけですね。あなたの方は定点を定め、その定点における水質、海底の状態を調査して冷水塊による被害をお調べになつておられますか。また、いまおっしゃったように、被害がないとおっしゃいますが、それは何の根拠によつてさうなことをおっしゃいますか。

定点を定め、水質の検査をし、海底の状態を調査した上でおっしゃつておるんでしょね。根拠を示しなさい。

○政府委員(大和田啓君) 私は田子の浦のヘドロによる漁業被害がないということをおっしゃるおのりではございせん。それは私も差し上げた資料によりまして、その後四十五年の新しい資料を私もごく最近になって承知をいたしましたわけではございまして、それにしても、収量は減つておりますが、田子の浦のヘドロによる影響があるというところは間違いないけれども、田子の浦のヘドロによる被害が一体どれだけの差だかというのを確定することはなかなかむずかしい。それは、漁業生産というのはいろいろな事情で毎年変動がございまして、たとえばその一つとして、冷水塊の問題もあるわけではございまして、たがいて、田子の浦のヘドロによる漁業被害がないということをおっしゃるおのりではないということを御了承いただきたいと思ひます。

○足鹿寛君 答弁になりません。だから何を根拠にしてさういふ判断をお下しになったのですか。要するに漁場の拡大のために漁民は漁場を離れて遠く出漁する、そのことによって漁獲高はあまり変わつておらない。しかし、少なくともそのヘドロの中心地域においては、死の海になつておるとは事実ではありせんか。それすらお認めにならないのです。一体、冷水塊ということをおっしゃいますが、漁場の面積の拡大範囲はどの程度まで拡大しており、また冷水塊による被害はどの程度まで拡大しており、どういふ水温によつて、水質によつて海底の状況が変化をして、どのように影響があらわれたのか。少なくとも水産庁として、日本の最高の技術陣を備え、その専門の官庁として、根拠なくしてさういふ答弁を許しません。御答弁なさい。定観測、その他いかにうな根拠によつてさういふことが言われるのか、御答弁なさい。そういう抽象的な答弁ではいけません。

○政府委員(大和田啓君) 私も正確に申し上げようとしておるわけでございまして……

○足鹿寛君 正確ではないじゃありませんか。

○政府委員(大和田啓君) 冷水塊による被害がどのくらいかということ、これも確定をいたすことができません、私どもの資料によりまして、いたがいて冷水塊による被害もあつたというところ、あるいは冷水塊による被害はございせんでも、漁業生産というものは年々変動いたすわけではございまして、ただ四十年来に比べて四十四年、四十五年の漁獲量が減つたからといって、直ちにその差だけがヘドロによる被害というわけには申し上げられない、さういふことだけを言つておるわけではございまして。

○足鹿寛君 だから根拠を示しなさいと言ひんですよ。あなたの想像力によつて御答弁になつても、さういふようなことは信用できません。ですから、漁場がどこまで拡大しておるのか、もとの固定した地域内におけるサクラエビ、カタチイワシ、シラスの減少はさうであるが、漁場の拡大によつてさういふふうな漁獲高は減少しておらないのだと、根拠を明らかにしなさい。根拠は一体何ですか。

○政府委員(大和田啓君) 漁場の変動を申し上げますと、吉原市の田子の浦港の付近で、イワシ、アジ、シラス、あるいは多少その沖にサクラエビ等の漁場がございまして、それから内浦漁港の付近にイワシ、サバ、アジ等の漁場がございまして、たけれども、現在の漁場をいたしましては、それが伊豆の西岸の戸田から安良里漁港にかけてシラス、イワシをとつておられますし、また清水港付近でイワシをとつておられますし、サクラエビは焼津付近でとつておられますし、さらに焼津と安良里の漁港とを結ぶ線がエビ、シラス、アジ、サバ等をとつておるといふことで、田子の浦付近における漁獲というものはこれは非常に減つた、あるいは港の出口その他では皆無になつたということ、これはそのとおりでございまして。

○足鹿寛君 これは静岡水産試験場の漁場の変動を示すものが私の手元に資料としてありますが、先ほども言いましたように、富士市富士川の辺か

らかけまして大きくゆらいカーブでもって沼津市のやや西寄りのところにかけて、旧漁場のイワシ、アジ、シラス、サバは壊滅したといっております。そして焼津市沖合いから安倍川、これを長橋円形にサクラエビの新漁場が開発されておる。さらにエビ、アジ、サバ、シラス等ははるかに焼津市と田子漁港の中間あたりに新漁場ができておる。シラス、イワシは、内浦のハマチ養殖の被害があらわれたところから西へ向かって突端があり、その突端から田子港、松崎あたりの沿岸に新しく漁場を求めた。明らかに漁場の拡大によるトータルであります。なぜこのような正確な資料に基づいて御答弁なさらないのか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私が申し上げましたのも静岡県の水産試験場の資料でございますが、先生が言われたことと全く同じでございます。

○足鹿寛君 なぜ最初からそうおっしゃらないのですか。あなたは被害はないとおっしゃったのじゃないですか。そう甚大な壊滅的な被害はないとおっしゃったじゃないですか。冷水塊だとおっしゃったが、冷水塊はどの地点において御調査になったのですか。はつきりおっしゃい。技術員もおるでしょうが、水産庁ともあろうものが、定点も定めず、その定点における水質、海底の状況も見ずして、冷水塊のぼく然たる被害とは何を根拠にしておっしゃるのか。根拠をおっしゃい、根拠を、技術的な。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁場に冷水塊があります場合には漁獲高が減るということは、これはきわめて明白なことでありまして、

○足鹿寛君 そんなしるうに言うようなことを言うな。どういふ方法でやったかというのだ。

○政府委員(大和田啓吉君) したがって定点調査ということとは私どもいたしております。したがって、冷水塊によってどれだけの被害があったかということも申し上げておらないわけで、先ほど田子の浦付近の漁場は壊滅したけれども、しかし漁場は変化して、それによってかくかくの収量

がある。四十年に比べてまして四十四年ないし四十五年は相当の減産でございますけれども、しかしそれにいたしましてかなりの漁獲高がある。田子の浦のヘドロによる被害が、この四十年あるいは四十四年、四十五年との差のどの部分を占めるかということとはなかなか申し上げられない、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○足鹿寛君 いやしくも水産庁ともあろうものが、冷水塊による被害があるものと断定はなさったのでしょ。だから冷水塊による被害ならば、その被害による推定はかくかくの根拠によってこの程度であろう、静岡水産試験場が言ったとおり全滅地域はある、漁場の拡大によって、漁民の努力、拡大によってかろうじて生計を維持しておると、なぜ正直に御答弁なさらないのか。先日の答弁とい、本日の答弁とい、冷水塊による被害だとななた方は言うならば、冷水塊による推定漁獲高の減少率はどの程度とお認めになりますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私が申し上げておりますことは、いまおっしゃったこととを申し上げておるわけでございます。少しも違ったことを申し上げておるわけではございません。

○足鹿寛君 冷水塊による被害は何を根拠に言うのか。

○政府委員(大和田啓吉君) 冷水塊による被害も、水産庁の技術者あるいは研究所の職員に冷水塊によるところの被害は何トンぐらいいかということとを調べさせまして、それは明快な回答はあはざるはございせん。ただ、被害がそれによって相当あるかどうかという判断はいたすことができませんけれども、数量的に何トンという判断はできません。これは冷水塊ばかりではございせん。

○政府委員(大和田啓吉君) 漁場は変化いたしましたから、一つだけの事実を抜き出してそれによる被害はどのくらいかという推定は、科学者といえどもなかなか発言ができませんところであらうと思ひます。私が申し上げておりますことも、決して事実を隠しておるわけではございません。四十年に比べてまして漁獲高が減ったということ、そ

れからヘドロによって直接影響を受けている港の付近では漁獲がなくなったということ、これは全体として漁場が変化して、変化したけれどもある程度の生産が行なわれていること、いろいろな事情によって漁獲高というものは年々変動いたしますから、ヘドロによる被害がどのくらいかということとは確定できません、そういうことを申し上げておるわけで、別に事実を隠しておるつもりもございません。

○足鹿寛君 いまあなたは、最初の答弁において、冷水塊の被害もあるし、漁獲高もふえておるし、したがって明確なヘドロの被害は確定的に言えない、こうおっしゃったじゃないですか。だとするならば、冷水塊によるというはつきりとした原因を示されるならば、定点を定めて水質なり海底の状況というものを調査をして初めてそのことが言えるはずですよ。他の官庁ならいざ知らず、あなたが水産庁でしよう。そういう調査なくしてばく然とさような御発言は無責任じゃありませんか。この間の次長の答弁と何ら変わるところがないじゃないですか。ないということとはまことに不届きだと私は思ひますが、この点をはつきり今後定めて、漁場を固定して御調査をなさう。拡大をされた漁場における現状の調査をなさう。冷水塊による調査をなさう。そして種類別の、漁場ごとの現状認識を早急にして、それに基づいてこそ初めて権威ある水産庁の発言だと私は認めます。

○政府委員(大和田啓吉君) 何ですか。静岡の試験場の一片の資料をもつていかにも水産庁がやったかのごとく答弁するとは、無責任官庁のそしりを免れることはできません。将来漁場を固定して、定点の水質汚濁の状況、海底の変動の状況、潮流の状況、冷水塊の状況、そういうものを調査をし、研究をし、しかる後、先ほどの御答弁であるならば私は納得いたします。

○政府委員(大和田啓吉君) この間の次長の答弁にしんにゅうをかけた政治的答弁ではございませんか。誠意のほどを疑います。いま言ったことについて、はつきりやるかやらぬか。余分なことは要りません。定点を定め、その漁場を定め、種類別、原因別漁獲高の調査を

するかしらないか、それを御答弁下さい。

○政府委員(大和田啓吉君) よけいなことを申し上げて恐縮でございますけれども、漁獲高がふえたというようなことは私申し上げておりません。

○足鹿寛君 言ったじゃないか、さっき。

○政府委員(大和田啓吉君) これは申し上げておりません。四十年に比べて四十四年、四十五年が減つておることを申し上げておるわけで、私は申し上げておりません。

それで、実は田子の浦のこの問題を契機にいたしました、私も事態がこまできますと色々な問題がむすかしゅうございますので、全国の漁場でも多少でも危機の持てる漁場につきましては、去年の九月に漁場の一斉点検をやりまして、まだ十分結果は出ておりませんけれども、それによって各地の漁業公署について関係各省とも連絡を取りながら有効な策を講ずるつもりでございます。前、前の委員会が議長が答弁いたしましたときに、水産庁としては漁業公署に対して何もやっておらぬではないかという御趣旨のおしかりがあったと聞いておりますけれども、それは私どももいたしましては、公害問題というのは沿岸漁業にとつて非常に大きな問題でございますから、一生懸命公害問題に取り組んでいるということをこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

○足鹿寛君 まことにのんびりした話であります。あなたが出しておられる「漁業生産諸条件の変化」について、三十八年度の漁業白書、四十四年度の漁業白書、さらに四十五年度の白書においてようやく本格的に漁業条件の変化に対して調査を始めておる。四十一年までは全く何らなすところがない。ただその二六ページに「都市下水等のために汚濁される度合いが強められており、一方埋立て等もすすめられておる。四十年における工場、事業場等に関する被害は水産庁調査によれば、発生件数五百六、被害金額は七十四億円に達している。云々と、わずかに四、五行で終わらしておる。そうして四十五年白書において、初めて沿岸及び内水面漁業についての調査をし、公害が沿岸

の調査を

の調査を

の調査を

の調査を

漁業に及ぼす影響の調査を始めたにすぎない。それまでは無為無策であったにすぎない。約七年か八年前です。私は当時衆議院でこの調査に当たり、現状をつぶさに調査し、よりよき沿岸漁業等振興法をつくるためにやりました。それに規定されておる事業については、少なくとも農業構造改善事業のいわゆる漁業版であり、それより常に二年ないし三年おくれである。まことに手ぬるいじゃありませんか。しかも最近に至って、香川県、愛媛県の瀬戸湾事件を起こそうとしておる。北海道においては苫小牧地区、白老町、青森県においては八戸、宮城県においては石巻、福島県においては松川浦、富山県においては富山市、新湊市伏木港、高岡市、福井県の三国港、これらのものもすべて製紙工場関係の被害である。さらに高知県の浦戸湾、大分県の佐伯湾、熊本県の八代海、宮崎県の凡田浜、鹿児島湾等、すべて製紙企業による汚濁関係はすでに以前より明らかじゃありませんか。何をあなた方はなさっておるのですか。

沿岸漁業等振興法とは一体何をやるものであります。漁民が非常な努力を払って生計を維持するために漁場をみずから開発したにすぎない。あなた方がそれに対して何らの指導も加えておられない。漁民は、漁業に生きる漁民として生計を維持するために涙をのんで自分で漁場の拡大をしたにすぎない。あなた方自身が何を一体漁民のためにやりましたか。やったら、具体的にそのことを示しなさい。何をやっておりますか、具体的に言います。

○政府委員(大和田啓吉君) 公害問題に対する水産行政の取り組み方が従来不十分でありましたことは、私もそのとおりだと思います。したがって、昨年の暮れに公害国会で公害諸法律ができましたし、私も今御審議をわざわざしております。まず海洋水産資源開発促進法で、沿岸の増殖を促すために開発区域を設定して、そこで他産業との調整をはかるといふ、そういう法制もつくって

ておるわけでありまして。ただ、いままでも何もしないで、いままでもいかにということに過ぎません。私は、私もそう自慢することはいけません。たとえば、漁場の汚濁、汚染状態をいち早くキャッチするための自動観測装置、あるいは問題のある漁場についての環境保全基礎調査等を四十三年度から始めておるわけでございます。それから、漁民に対して何を水産庁はやったかというおしかりでございますけれども、私も、三十七年度から沿岸漁業構造改善事業を進めて、四十六年度で大体終わる、四十六年度から追っかけて相当大規模で第二次の事業を始めようとしております。また、沿岸漁民のための漁港整備というものにも、いままでも相当力を入れておりましたし、特に四十四年度から第四次計画で相当な力を入れております。そうしてこれを予算の面で申し上げますれば、大体水産庁の予算というのは沿岸漁業関係が大部分でございますけれども、従来ずっと長いこと二百億台でございましたが、四十四年度において初めて三百三十三億になり、四十五年度に四百五十五億になり、四十六年度で初めて五百億の

○政府委員(大和田啓吉君) 公害問題に対する水産行政の取り組み方が従来不十分でありましたことは、私もそのとおりだと思います。したがって、昨年の暮れに公害国会で公害諸法律ができましたし、私も今御審議をわざわざしております。まず海洋水産資源開発促進法で、沿岸の増殖を促すために開発区域を設定して、そこで他産業との調整をはかるといふ、そういう法制もつくって

○政府委員(大和田啓吉君) 公害問題に対する水産行政の取り組み方が従来不十分でありましたことは、私もそのとおりだと思います。したがって、昨年の暮れに公害国会で公害諸法律ができましたし、私も今御審議をわざわざしております。まず海洋水産資源開発促進法で、沿岸の増殖を促すために開発区域を設定して、そこで他産業との調整をはかるといふ、そういう法制もつくって

○政府委員(大和田啓吉君) 公害問題に対する水産行政の取り組み方が従来不十分でありましたことは、私もそのとおりだと思います。したがって、昨年の暮れに公害国会で公害諸法律ができましたし、私も今御審議をわざわざしております。まず海洋水産資源開発促進法で、沿岸の増殖を促すために開発区域を設定して、そこで他産業との調整をはかるといふ、そういう法制もつくって

○政府委員(大和田啓吉君) 公害問題に対する水産行政の取り組み方が従来不十分でありましたことは、私もそのとおりだと思います。したがって、昨年の暮れに公害国会で公害諸法律ができましたし、私も今御審議をわざわざしております。まず海洋水産資源開発促進法で、沿岸の増殖を促すために開発区域を設定して、そこで他産業との調整をはかるといふ、そういう法制もつくって

て申し入れをしたことがありますか。最小限度に食いとめるために水産庁として努力したと言いますが、どういふ努力をしましたか、具体的にお願いします。

○政府委員(大和田啓氣君) 先ほど申し上げました全国の漁場一斉点検も……。

○足鹿覺君 点検等は、そんなことは問題でないよ。

○政府委員(大和田啓氣君) 漁場の状態がこれよりも悪くならないようにしようという趣旨でございます。田子の浦につきましても、当然ヘドロの堆積をうながすようなことをやめてほしいということ、各省関係にはぜひいふ言っております。ここで、これは直接水産庁が企業に対してどうこう言うという筋でもございせんが、各省関係の会議におきましては、私もこれ以上事態を悪化させないようにはしてほしいと、またこれ以上事態を悪化させないことが一番最良の策でございますから、その線に沿うて各省関係の話を進めておるわけでございます。

○足鹿覺君 農林省設置法第七十三条によれば、水産庁の任務として、先ほど申し上げましたが、「水産資源の保護増進、漁業調整、水産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整その他水産物の発達改善に関する事務を行なうことを主たる任務とする」とありますが、何も具体的なことをやらない。ただ調査をして、それだけで、これだけの公害問題が起こっているときに事が済みますか。この本日発売された週刊誌の、由比の浜の漁民が真夜中に——赤くなっておりますのは、これは汚物であります。この中に死んだカタクタイワシが点々とあるにすぎない。これを解決するために、漁民はみずから船団を組んで漁場を拡大しておるではありませんか。あなた方はこの生業を奪われた漁民に対して低利融資でしましたか。金利補給でも漁船建造に対してしましたか。何をやったと言いますか。これは私は水産庁の怠慢であると言います。何をやらうとしているのですか。

○政府委員(大和田啓氣君) 私は、田子の浦に限らず、類似の問題に對しましては、とにかく各省協力して、これ以上漁場を悪化することのないように、公害関係法案の適正な運用をするということ、さらに、水産庁の役割りとしてはなかなかむずかしい面もございせんけれども、相当大がかりに漁場の復旧事業をやるといふことであろうと思ひます。そういうつもりで現在行政を進めておるわけで、四十六年度予算においても若干の費用を計上いたしております。

それから田子の浦の問題に限定をいたしました。別に私も金融措置を講じておるわけではございせんけれども、沿岸漁民のために四十四年度から漁業近代化資金という制度を打ち出しまして、これは農業近代化資金と大体同じで、政府と県とで利子補給をして、六分で漁民に金を貸すということとでございせんが、四十四年度百億、四十五年度二百五十億、四十六年度三百五十億というふうに、相当大量な資金を漁民の経営安定のために使ってもらえるような措置を講じておるわけでございます。

○足鹿覺君 先日委員長は、具体的な事例をあげて、たとえば新しい漁場の開発のために大型漁船を投入するとか、あるいは養殖漁業の開始をするための資金の融通とか、技術開発とか、具体的な政策を述べていかるべきではないかと、あまりの答弁に委員長みずからが、漁業に精通しておられる関係上注意なすつた。しかるにもかかわらず、本日の私の質問に對しても同じことを君は繰り返している。次長の答弁と同じである。長官がそういう考え方であるから、次長に至っては何ら能力がありません。本日の私が言っているように、漁場の、固定した漁場におけるそれぞれの水質、海底の状況等の状態を調べ、これに對して新しい漁場を開発し、そのための漁礁の設置、あるいはその他それに要する資金、技術の開発、その他具体的な対策を講じて、初めて水産庁の存在価値があるでしょう。調査に日が暮れておつて、今日漁民の受けた被害は、漁民みずからみずから

の努力によつて回復しておるにすぎない。水産庁は調査機構ではありません。事業実施庁であります。しかるに、重点的な施策をも講ぜずに、ただ漁業近代化資金を増ワクしたとか、あるいは第二次構造改善事業を計画したとか、予算が少しふえたとか、そういうことでは答弁になりません。あなたは冷水塊の問題をみずから言いましたから言いますが、今後漁場の面積を拡大することに對し、定点を定めて水質の調査をし、海底の状態を調査して、そのときに即応する対策を講ずるかどうかが、それに基づいて、いま指摘したような、最も適切な新しい漁場の確保、漁民の生活保全のために従来欠くところがあったと、今後努力をするという答弁は抜け道ばかりであります。そういう抽象的なことでは、この公害問題に對して悩んでおる漁民の期待にこたへる水産庁ではありません。遺憾であつたと、今後はあらためて努力いたしますと、このような答弁のない限り断じて私は許しません。何ですか、この答弁は。

○政府委員(大和田啓氣君) 田子の浦の問題を具体的に申し上げますと、まず公害の根元をとめるということ、これは、漁民にとつても最大の課題でございます。とにかく漁場は変化をいたしておりますし、サクラエビ等は現実の問題として相当な値上がりをしていて、そのわけでございますから、私は、田子の浦関係の漁民のための振興策については今後十分研究をし、また実施に移すつもりでございますけれども、いままでのところ、漁民の関心として、まず公害の根元を押えてくれということでございます。水産庁の予算も、先ほど申し上げましたように相当大規模のものになりました。いろいろな施策がわりあい潤沢にできるようになっておりますので、田子の浦の問題、その他具体的な問題につきましても十分検討し、漁民の期待にこたへるつもりでございます。

○足鹿覺君 過去を反省し、過去の対策が手抜きであつたことに対して反省し、遺憾の意を表明して、今後に備えるという御言明がない限り、私はいままでのことを誠意ある答弁と認めません。

○政府委員(大和田啓氣君) 私も、公害対策といたしましては、昨年も公害関係法律が成立いたしましたときに、山中長官からもお話があつたわけでございますけれども、その取り組み方が十分でなかつたと思ひます。また、そのために、昨年成立いたしました公害法律あるいは現在国会で御審議をわづらわしております新しい法律制度によつて、私も公害関係の問題に大いに真正面から取り組み覚悟をいたしておるわけでありまして、

ただ、田子の浦の問題につきましても、漁民の関心も、また漁民の要望も、水産庁に對してどういふ振興策を講じてくれとということではなくて、むしろ現在の公害の根をとめるようにしてくれと、いふこととでございまして、私もその線に沿うて十分の、十分といひますか、懸命の努力をいたしてきたわけでございます。田子の浦関係の漁民に對して沿岸漁業の振興策をどういふようにするかということは、今後漁民の意向あるいは希望等もあわせ考へて十分の措置を講ずるつもりでございます。

○足鹿覺君 私はただいまの答弁に満足いたしません。あなたは少なくとも長官とあれば政治家でしよう。ただ単なる一事務官僚ではないでしよう。率直に非は非として認め、今後に備へるなら備へるといふ勇氣ある答弁をなさると私は期待しておりましたが、いまもつてそれを拒否されるならば、それでよろしい。御退席願つてけっこうです。農林大臣にこの次聞きましよう。

○國務大臣(山中貞副君) 足鹿委員もこのままではあと味も悪いでしようから、したがって、対策本部として、やはり水産動植物に對する公害対策という観点からの視野が今日までなかつたという点が、私も各省の公害行政を点検いたします際に遺憾といたしました一つでございます。そこで、今後水産動植物に与える影響というものを新しく

○足鹿覺君 過去を反省し、過去の対策が手抜きであつたことに対して反省し、遺憾の意を表明して、今後に備えるという御言明がない限り、私はいままでのことを誠意ある答弁と認めません。

○政府委員(大和田啓氣君) 私も、公害対策といたしましては、昨年も公害関係法律が成立いたしましたときに、山中長官からもお話があつたわけでございますけれども、その取り組み方が十分でなかつたと思ひます。また、そのために、昨年成立いたしました公害法律あるいは現在国会で御審議をわづらわしております新しい法律制度によつて、私も公害関係の問題に大いに真正面から取り組み覚悟をいたしておるわけでありまして、

ただ、田子の浦の問題につきましても、漁民の関心も、また漁民の要望も、水産庁に對してどういふ振興策を講じてくれとということではなくて、むしろ現在の公害の根をとめるようにしてくれと、いふこととでございまして、私もその線に沿うて十分の、十分といひますか、懸命の努力をいたしてきたわけでございます。田子の浦関係の漁民に對して沿岸漁業の振興策をどういふようにするかということは、今後漁民の意向あるいは希望等もあわせ考へて十分の措置を講ずるつもりでございます。

○足鹿覺君 私はただいまの答弁に満足いたしません。あなたは少なくとも長官とあれば政治家でしよう。ただ単なる一事務官僚ではないでしよう。率直に非は非として認め、今後に備へるなら備へるといふ勇氣ある答弁をなさると私は期待しておりましたが、いまもつてそれを拒否されるならば、それでよろしい。御退席願つてけっこうです。農林大臣にこの次聞きましよう。

○國務大臣(山中貞副君) 足鹿委員もこのままではあと味も悪いでしようから、したがって、対策本部として、やはり水産動植物に對する公害対策という観点からの視野が今日までなかつたという点が、私も各省の公害行政を点検いたします際に遺憾といたしました一つでございます。そこで、今後水産動植物に与える影響というものを新しく

公害政策の中の一つの問題点として提起いたしました。基本法においても、単なる水の状態ばかりでなく、将来の予想される原子力発電所の温熱排水等にも事前に手を打つべく措置もいたしておりますので、今後、漁民にとっては直ちにその対策ができるかできないかは死活の問題でもありますが、それと、今後の水産行政が公害政策の上の盲点にならないように十分担当大臣としても各省と連絡し、ことに水産庁の行政について点検、督励をいたしてまいるつもりでございます。

○足鹿署 水産庁長官は引き取りください。帰って調査なさい、一生懸命。

長官は時間がないようでありますので、急いでお尋ねをいたしますが、いまお聞きのような御答弁で、さすがに黙っておれなくて、ただいま補足という形ではありますが、所信を述べていただきますので、また別の機会にこの漁業問題についてはさらに質問いたします。

けさの新聞紙によりますと、きのうですか、富士川河川敷に対するヘドロの埋め立てが開始された。企業者が約七億円、その他政府補助等八億二千万円で計画をされた。埋め立て住民との覚え書きは四月末日となっておると聞いておりますが、といったしますと、その目標の十分の一もやれないうちにすでに日子がたつてしまった。伝え聞くところによりますと、地元は延長を認めない、かような態度であると聞いております。もともと、その第一何九ですか、ヘドロ輸送船は、外洋投棄のために改造されたのだと聞いておる。それを固執されて、それで一たんヘドロをくみ上げて、これに対して輸送管をつけて富士川河口に捨てると、ところが竣工直後においてケーソンにぶち当たって大きな穴があいた。したがって、その修復に手間どった、こういうことが累積して、結局今日の現状を招いた。これに対して、けさの新聞の伝えるところによれば、きのうはきわめて好天気であり、気温も本年最高であったと伝えており、ある新聞のごときは、付近に中学校がある。メタンガ

ス等の発生のためでありましょうか、すでに生徒たちが、目が痛い、こういうことを言い出したと聞いております。なおこの上、五月にわたつてもこのようなことを御継続になったならば、事態は気温の上昇とともにいかなる状態が起きるかが案ぜられます。一体、住民との覚え書きの期限更新の自信がありますか。地元は認めないと言っておる。果もお手あげの状態だ。総務長官も、先日竹山知事が何回も訪問されたけれども、会うことができなかった、こういう御答弁であります。いかに今後対処なさる御所存でありますか。

問題は、船に固執をされ、今日の事態を招来したことはもはや明瞭であらうと思えます。一時これを打ち切り、新たな構想に基づいてこれをやられることが一つ。いま一つは、先日の委員会でも申し上げましたように、昭和四十八年完工の岳南排水路を一年工期を繰り上げて完工し、そうしてどうにも始末がつかぬ地帯はシャットして、これ以上公害の拡散を防止する方法か——他に方法はないでありません。少なくとも七億の、企業者が金を出した中には中小企業も含まれておると聞いております。相当の負担であったと思う。

それが当面の糊塗策として講じられたこの富士川河川敷の始末であります。一体、一貫した抜本的対策がないからこういうことになるのではありませんか。その点をよく御勘考の上、なお覚え書きの更新をして進められる御所存であるのか、この時点においては新しい立場に立つてこの問題を最小限度に食い止める対策を持っておられるのか、お急ぎのようでありまして、一括して伺いますので、誠意ある、そして一つの信念に基づいた具体策を承りたい。

○国務大臣(山中貞則君) これはまず、国が直接実施する事業という形を最初からとっておりませんので、公害対策本部が発足いたしましたし、また典型的なケースとして田子の浦を処理しようというところで、竹山知事に来てもらつたわけでありまして。先ほど、何回も来られて私がお会いできなかったというのは、私が申し上げたのは、一回

だけ、お出になつたけれども、私として委員会のためにお会いできなかったことがある、最近のことであります。そう申し上げたわけでありまして、連絡を十分とっておりましても、まだこれは県のほうで、原則的に企業負担という財源措置においてやっております。今日までは田子の浦港の港湾に関する港湾工事附帯のしゅんせつをやつてこられたので、何とか悪化をある程度鈍化せしめていたけれども、港湾の完成に伴つてしゅんせつそのものが単独の予算が必要になつてきたということから、私どもが相談にあつたわけでありまして。そのとき——知事が上京してまいりましたときに、すでに外洋投棄のための二隻の船舶についての改造を発売しておられた段階でございまして、私は当初から一貫して、水産動植物については、私自身も政治家としての姿勢においてそれを擁護する立場をいまままで歩いておりましたので、最初から反対でございましたので、地図を広げて陸上処理ということを強く主張したのでありますけれども、しかしながらその点は、県知事の方針ということに対して国には財源の応援をしてほしいということでございますので、し

かし、それは企業負担が原則である、一方、県においては、一億二千万は残っております。何か措置できないかということでありましたから、今日までの財政法あるいは起債等の前例ではとても解釈できない、拡大解釈の特例として、県並びに富士市で転貸して民間企業の償還、こういう形において起債を起すことという措置をとつたわけでありまして。そのために海洋投棄というものが、先ほどお話しした、水産庁長官との間になされましたように、漁民自体も全国的な規模において黒潮の及ぼす影響等から反対が高まりましたので、知事も断念をされまして、港内の貯木場等を中心とする港内移動という構想も持つて来られました。これもしかしながら幾ばくもなしに地域住民の反対があつて消えました。そうして最終的に、ただいま言われた富士川河川敷に建設省の許可を得た投棄処理をするという案に落ちついたわけでありま

す。その意味においては二転、三転したことも事実でありますし、またその処理のしかたについて、はたしてそれで三十万トン処理してみても、残りはまだ六、七十万トンあるではないか、あるいは契約に四月一ぱいということでは住民の了解を取りつけて、それでいて処理できる量は、現実に今日の時点においてはごくわずかなものではないかというふうな、いつになつたら見通しがつくのかという疑問がなおさら現在でも残っていることを私も遺憾に思っております。しかしながら、やはりこれは知事さんの、公害の問題に対する今後のやはり第一義的な権限も付与いたしましたし、知事の意向というものを最大限に尊重いたしてまいりたいと思ひますが、現時点からの問題としては、田子の浦のヘドロを河川敷に捨てますのは、県庁の意向によれば、何とか建設省の許可一ぱいの五月一ぱいぐらいにできるように交渉をしたというところを言っておられますので、本部が乗り出すようなことをしないというので、地域の方の了解事項として私もその成功を待つておるといふことであります。けさの新聞の報道によります富士市立南中学校の生徒の百名余りが目やのどの痛みを訴えたという記事については、私もたいへん心配をいたしました。ただ、専門的に、これは静岡県のはうもそう申し上げておる者がおりますが、あれだけの距離のもとに、伝えられるような健康上の障害が起つたと仮定すれば、五〇PPMの硫化水素ガスというものがその現地に存在したことになる。しかしながら、現実には船の上で作業をしておる作業員の諸君は、〇・三PPMの段階においてこの作業は打ち切るといふ基準があります。何ら、そのような硫化水素ガスの発生というものは、何なりと、作業員についてはそういうことはなかった。ただ、静岡県、まだ中間報告であります。これは亜硫酸ガスの影響ではなからうかという一応の中間報告がまいるから、これはもう少し検討

をいたしますが、少なくともいまやっております二転三転したあとであっても、最終的と思われる手段が、地域住民に、先般も足鹿委員が警告されましたように二次公害を起こす、ましてや子供たちにそのようなことが起こったようなことが、これが富士川河川敷に第一次処理として集積されたものの蒸発によるものであるとするならば、これはやはり人の健康にかえられないことでありますから、直ちに再検討しなければならぬと思っておりますが、この点はきのうのきょうのことでありまして、具体的な事実としてもう少し客観的に調査した上で判断をいたしたいと思っておりますけれども、このような場合においては、これは国もおやめなさいということをおっしゃるを得ないと思っておりますが、しかし、先般報告いたしました大企業十九工場のうち、九工場というものが四月末までに公害防止の施設が完成するという報告にとどめたわけでありまして、その後さらに詳細詰めまして、残りの工場も六月三十日までに全部完成させるということが大体的に予想されるようでありまして、さらに、中小企業で百十一の工場と申しましたが、さらに県のほうで百四十工場の指導を、たとえば簡易貯水ろ過、そういうものを含めていたしておるようでございますので、大体ここの六月ごろになりますか、六月末に製紙のSSについては全体として六六％排水そのものの中でカットされていく。さらに四十八年の四月、これは先ほどの岳南排水路の終末処理の完成時期との関連がありますので、これまでもいますと八二％カットできるという見通しであります。

そこで、いまの岳南排水路の年次計画というものをもう少し短縮できないかという点については、幸いに建設大臣と二度も一緒にすわって御意見を承っておるわけでございますから、この処理について今後よく相談をいたしまして、その処理能力が年度を短縮できて早目に完成できるものであるならば、先ほどの漁民の諸君の願ひである、まず発生源を押えてほしいという要望にも、ことに中小企業の集積する岳南排水路でありますから、治い得る道も一つでございますので、十分検討いたしてまいりたいと考える次第でございます。

○足鹿委員 もう一問だけ。今朝発売されました、これは権威ある週刊誌であります。それにありますと、こういう指摘があるのです。念のため申し上げる。長官もあとでお読みください。操短の問題なんです。先日私が当委員会指摘しました昨年九月九日の衆議院産業公害対策特別委員会において、大昭和製紙社長は参考人として、みずから二割ないし八割の操短または減産をいたしますと、こう言明しておるのです。ところがこの週刊誌によりますと、「昨年八月、富士市公害対策市民協議会など十八団体は、ヘドロ公害で竹山祐太郎静岡岡県知事、斎藤了英大昭和製紙社長ら九人を告発していた。が、このヘドロ告発事件は、四月十二日、静岡地検で不起訴処分と決定した。公害という犯罪をあばくのは容易なことではない。」次に、大事なところは、カッコして、「大昭和のある幹部が「駿河湾はいまさら、十八の生娘には戻らない」といった。これを聞いた漁師は歯ざしりをして「そんなら、わしらがそいつの娘を犯して、生娘にやあ戻らねえだといったらどうだ。わかりましたちゅって引下がらだか」といった」と、かような漁民の悲痛な叫びが載っております。

したがって、この雑誌も巷間にあるような一部のいかにわしいものと違ひまして、われわれは信頼していいと思っておりますが、操短の問題について漁民と県のやりとりでは、操短の問題について、企業は二〇％操短しているというが、事実から、操短という意味だが、SS（浮遊物）を二〇／三〇％カットしているということだ。こう逃げている。漁民、ということは、機械は止めていないという意味。県、機械も一部止めてはいる。漁民、昨年の八月以降、紙の生産高はふえている。機械を一部止めて、生産高がふえるのはどういふわけか。」と突っ込んでいます。県、機械が一部止ったのは確認している。それにSSは

カットされているし……とあとにごしている。漁民は突っ込んで「操短とは、百の生産高が八十になることだ。それが百二十にふえている。機械を止めてなぞ紙がふえるのか。」と追求している。「県……もう一度当たってみないと、よくわからない……。漁民、無責任じゃないか。春漁場にエビがいけないのは、汚水のためだとわれわれは考えている。県もそう発表すべきだ。県、十分調査しないと、うかつにはいえない。ことは冷水塊の影響も考えられる。」と水産庁と同じことを言っている。全く「県庁のノラクラ説明に押問答」という見出しのとおりです。漁民、冷水塊、冷水塊というが、われわれの長年の体験からいうと納得できない。もし冷水塊なら、エビはそれを避けて湾のどこかに密集しているはずだ。それなのにどこにもいない。県、こちらのいっている冷水塊は、そういう意味ではない。遠州灘を中心とした冷水塊のため、湾の中の潮流の流れが変わった、という意味だ。こう言っておる。水産庁の長官にこの雑誌を読んでもおくと私は言っておきました。が、読んでこなかったらしい。「漁民、われわれは水温を計っている。エビのいる大井川の方でも十四度、田子の沖でも同じ十四度だ。ニヤ潮のとき、由比港の前まで臭い水が来ている現実をどう見ているのか。それで冷水塊などと新聞発表する。圧力がかかっているとは思えない。県、圧力はかかっている」という押し問答が載っております。

そこで最後に、二〇％にしろ冷水塊にしろ、こういうことで漁民たちが納得するはずは私はないと思います。いつまでも静岡県、静岡県とおっしゃらないで、いま長官が決意の一端を述べられましたが、もっと政府の立場に立つて、このわが国でも代表的なヘドロ公害、世界的にもヘドロヘドロで宣伝されたこの汚名をすみやかに挽回するために、岳南排水路の早期完工のために十分検討するに、御言明がありましたので、これ以上申し上げませんが、企業の、いやしくも衆議院産業公害対策特別委員会においてみずから二〇ない

し八〇の操短または減産をすると言いつながら、こういうことを言うことは許されません。要するに「市況をにらみながら、しばしば三台の機械のうち一台を止める。そういう企業側の事情による日常的な事態を、あたかも自己規制や大きな犠牲のように公言するのは、最も悪質な欺瞞である。」、かように漁民は言っております。この漁民の声は私は天の声だと思ふ。その自分たちの苦悩と生活の中からじみ出した悲痛な声だと思ふ。この声にこたえるべく大昭和製紙の社長が昨年九月九日の産業公害対策特別委員会のみずから自発的に言ったことに対して、もっと政府は責任を持って追及をしていただきたい。それが少なくとも最小限度に被害を少なく食い止めることにはかならないと思ひます。このことについて御所見と御信念のほどを承りたい。

○岡部大臣(山中貞則君) この間、私はそういう御意見を承りまして、足鹿委員は、速記録をあらんになつての発言であらうから間違いないことであらうということをおし上げたつもりであります。が、その後私のほうも速記録を調べましたところ、操短については二割というところは言っておりますが、八割というのはどこにも実は速記録としては出てきておりません。その意味で、国会において参考人として最高の立法府において証言に近い意見を述べたことを実行していないということとは、少しく事実関係において相違があるようでございます。しかしながら、少なくとも社会的に周辺地区の人たちと遊離して企業のみが存在できないというところは当然のことでありまして、田子の浦でも企業側が誠意を見せないで推移するならば、おそらく漁民の人たちは排水口を直接自分たちの実力行使で封鎖するくらいのことをするだけの迫り詰められた気持ちに立つておられた時期も私はあったと思ひます。これからのそういう不正な態度であれば、これは法治国家における限度もありません。これは法治国家における事実上操業できなくなる事態に、地域周辺社会の住民の生活権の立場から追い込まれていくであらうことは

必至であろうとは思わぬわけでは

そこで、どのような発言をしたかどうかの事実の問題は、これは論外のことです。要するに一番の大手である大昭和製紙の社長のことば、あるいはその気持ちというものがその後、まあ適当にやっておけばいい、時がたてば何とかなるであろうという気持ちならば、これは政府のほうに法的な権限がなくとも、少なくとも通産行政なり公害行政の私たちの最高の立場の責任において、その企業に対してとるべき手段というものは、強硬な手段はほかにもあり得るものと考えます。命令による工場の操業停止とか何割操短とかいうことがかりにむずかしくとも、これはあらゆる行政上の問題として企業に対して八方からその自衛を促す道はあり得ると私は思うわけです。しかし、企業側においてこのような年次計画に基づいた一応の要求される基準を満たす工事は進めて、あるものは完成間近になっておるようであり、中小企業もまた岳南排水路にたれ流しだけではいかぬのだということ、簡易貯水あるいは沈んで、そういうものもやっておりますから、それらの中小企業を重点に私どもとしては財源的なめんどろもさらには必要ならば見たいと思ひます。しかし、私どもが最初措置いたしました予算の中で、その目的が達せられないままに、あるいは見方によれば、当初の外洋投棄の船舶使用というところにあるいはこたわって、そういうものが所期の効果をあげないでいくということは、これは金を最終的に負担される企業の側にとつてもあるいは心外かもしれせん。今後さらにまた負担が増加していくことは間違いないことであるから、そういうことも考えますときに、この田子の浦の問題は、私が政治家として責任ある地位についておりました行ないました中で一つだけ、もし私が、もうすでに一年以上たつておりますが、一年が常識、一年で関係をやめていたとすれば、私にとつて一番大きな政治的な失敗はこれだったなということ、公害対策本部の諸君と述べたこと、私にございませう。しかし、これは私の政治

家としてのマイナス、失敗ということでは済む問題ではありせんので、やはり田子の浦の問題については、ただいまのようないろいろの点も念頭に置いて、さらに積極的に、ただ知事を飛び越して、もう知事は当てにならぬから、国が直接命令するということはやはり差し控えますが、知事さんともつきつ連絡をとりながら、姿勢をとり続けて、ただいまの御要望の線になるべく沿うように、そうして漁民の諸君の何といつても影響があるからこそのような変動が起こつておるわけでありますから、そういう原因のすみやかな排除というところに全力を傾けていくつもりでございます。

○足鹿賢君 くだいようであります。先ほどの富士川河畔の覚え書きの問題について、児童の目が痛むとか、のどが痛むとか、新聞報道がありました。精査をしたいということ、もうその結果に基づいては覚え書きの更新ということにも関連をしておいて御検討になる、かように理解してよろしいのであります。

○国務大臣(山中貞則君) これは当然のことだと思ひます。ヘドローを処理しなければならぬ、港湾機能の回復あるいは二次的な漁業への影響というやうな問題よりも、さらに端的に人の生命、健康に対してその処理作業が影響があるという話、これはその手段がどうあつて代替手段があるかないかの問題の前に、直ちにやめなければならぬことであることは間違いないことであるから、その事実を正確に調査をして、その因果関係を究明して措置をいたしたいと思ひます。

○足鹿賢君 建設大臣に一言だけ申し上げます。建設省設置法の一部改正案そのものの課が部に昇格することについては、深く掘り下げて検討いたしませんでした。しかし、そのことそれ自体は私どもは異存はありません。問題は、いままですの問題にした大きな背景、課が部になったからと言って、この公害関係が解決をし、下水道関係が促進するものではあります。先自治大臣と並んであなた方が所信を表明されましたように、下水道の建設費の三分の一ないし五分の一を受益

者負担にすることについては、七年前の通達であり、現実の事態の、この緊急度合いに即応しておらない。十分検討して、その措置を講ずると、こらういうことでございませう。それらのことすべて背景として、あなた方から御善処になるという御所信をあらためて御表明願へるならば、私はこの程度で質問を打ち切りたいと思ひますが、最後にひとつ御所信を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先日来いろいろの委員の方々の御質問に答えておるようになります。この下水道部を設けただけでこれはできないことは、御指摘のとおりでございます。したがうして、これは財政上の裏づけも相当必要であることも事実でありまして、そのために補助率、補助対象の拡大等、今後鋭意努力しますと同時に、御指摘のように、いまの受益者負担の問題等も、現在やむを得ないところでございませうけれども、これにかかわるべき、もっと合理的な制度、あるいはまた立法の措置が必要とあるならば、それをも含めて検討して、要するに地方自治体と国が一体となつて、この環境のうち特に大事な水の汚濁を防止し、そうして、生活環境を向上せしめることに今後とも引き続いて努力をいたして、目的達成に近づきたいと考えておる次第でございます。

○委員長(田口長治郎君) 他に御質疑はありますか。別に御発言もないようでありますから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○安田隆明君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案について修正案を提出したいと存じます。

修正案は、お手元にお配りしてございませう。で、それにて御承知を願うこととし、朗読は省略させていただきます。

修正の趣旨は、原案の施行期日である「四月一日」がすでに経過しておりますので、これを「公布の日」に改めようとするものであります。右修正部分を除く原案に對しましては賛成するものでございませう。

○委員長(田口長治郎君) はかに御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決を行なひます。

まず、討論中に述べられました安田君提出の修正案を問題に供します。安田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田口長治郎君) 全会一致と認めます。よつて安田君提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田口長治郎君) 全会一致と認めます。よつて修正部分を除いた原案は可決され、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(田口長治郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○国務大臣(根本龍太郎君) どうもありがとうございます。長々お世話になりました。

○委員長(田口長治郎君) 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

参考人として、全日本航空事業連合会会長松尾静雄君、理事下村彌一君をお願いいたしております。両参考人には御繁忙のところ、委員会に出席いただき、ありがとうございます。よろしく願ひ

いたします。

○足鹿覺君 最初に参考人に伺いますが、運輸大臣もおいでになっておるようでありますので、よく私の質問をお聞きいただきまして、必要なときにはそれぞれ御所信をお述べいただき、必要なら、あらかじめ御願いをいたしておきます。

私は健康を著しく損じておりますので、すわったまま質問させていただきますが、お許しを皆さんにいただいてずっとやっておりますので、皆さんもすわったままでけっこうでありますので、どうぞ。

わが国の民間航空は最近著しくその業績をあげておることは、まことに御同慶に存する次第であります。しかしながら、私も海外を旅行いたしました、いろいろな飛行機に乗ってみました、いろいろと感ずるところが多いのであります。あつて運輸大臣にお伺いをいたしますが、わが国の民間航空のあり方、また運輸省のこれに対する行政指導について伺つてみたいと思ひます。

私は抽象的なことは避けまして、具体的な事例について伺いますが、私は一乗客として最近非常に遺憾な事態に遭遇いたしました。すなわち、先月の三月二十七日、大阪発六時二十五分の東亜航空の一乗客としてカウンターにまいりました。ところが欠航だといふのであります。どうして欠航なんだ、欠航の原因は何か」と言つても、一向要領を得ない。責任者もおらない。十七、八歳か二十前後とおぼしき婦人が、二人カウンターにおつて、「とにかくきょうはだめです」と、こう言うんです。当日は大安吉日の日であつたとみえまして、何十組とおぼしき新婚旅行の組がありました。わいわい言いますけれども、アナウンスもない。どういうわけで欠航になつたかというアナウンスもない。また掲示、張り出し等の措置もない。何が何だかわからない。しかも、一般予約を受け付けているその婦人がこの問題に当たつておられますので、ちょっと手つきを見て、「どういふことなんだ」と言つたら、いかにもめんどくさそうに、それはそれでしょう。一方ではわいわい予約の受

け付けをやつておりますから、「エンジンの故障で欠航いたします」、「かわりの飛行機はないのか」、「ありません」、こういうことでありました。このような事態に遭遇いたしました。天候異変でもあればわれわれもあきらめます。しかし、当日は無風快晴、何ら天候上支障はありません。他の民間航空はごう音を立てて出発しております。東亜航空に限つてこのような状態があり、しかも、乗客に対しては不親切きわまる。アナウンスもない、掲示もない、責任者が出て事情の説明もない。このような事態をどのように御参考人は把握し、今後対処されようとお考えになつておられますか。当日の東亜航空欠航の原因、当日の私の言つた取り扱いの適否等について御所見を承りました。

○参考人(下村彌一君) 私、東亜航空の社長の下村でございます。ただいま御指摘に相なりしましたことは事実であつたと思ひますが、まことに不行き届きで申しわけない、深くおわび申し上げます。なお、今後こういう事態が起こりませんように、極力社員教育、指導につとめたいと思ひます。

○足鹿覺君 私が述べたとおりであらうということでありますが、何か疑念があるのですか。

○参考人(下村彌一君) ございません。私、現場を見ておりませんが、大体、いま営業部長も来ておりますが、先生のおっしゃるとおりと思つて、まことに申しわけないと思つております。

○足鹿覺君 全日本航空事業連合会の松尾会長にお尋ねいたしますが、こういう状態のときに、かわりの飛行機もない、こういう状態で乗客に多大の迷惑を及ぼしたときの措置は、各社内規程によつて処理されておるといふことでありますが、すなわち本人の意思を確かめて、旅行を取りやめて泊まる者は泊めさせる、あるいはその他本人の希望によるということのみだと聞いておりますが、お互いに相互間の民間航空で、たとえば東亜航空がそういう事態であるとするならば、全日空

とか日航とか、これにかわつて運航をやる、こういうような、そういう連絡調整をやるための航空事業連合会だと私は思ひますが、そのような機能はないのであらうでしょうか。それであつてよろしいとお考えでございましょうか、伺いたい。

○参考人(松尾静磨君) 私どもはサービス業でございまして、私は数年前から連合会の会長の重責をになつておるわけでございますが、私は、この数年間、この連合会で非常に皆さんに強調してきたことは、まず、私どものサービス業として最も重大なることは、事故を起こさぬことだと、事故を、私どもは人命尊重という意味から絶対に起こさないように、お互いに技術的に協力して、このうじやないかといううなことを、数年前から私は強調を実はしてきたわけであります。その間の四、五年、幸いにもそういう事故は起きていない。わりあいにそういう点は皆さん業界に浸透してきただけでなかつたかと、こういううなあいには思つております。

いま御指摘の、いわゆるお客さまに対するサービス、この点ではなかなか徹底してないといふ身思つております。サービスといふものは、私どもは、ただ機内だけのサービスあるいはカウンターだけのサービスというだけに限定しては私は考えておりません。電話からすべて、やはりお客さまの身になつてサービスをするという点を各業界、業界のまたその末端の各個人、これに徹底しない、なかなかお客さまの御満足がいくうなサービスはできないのじやないかといううな考えを、ただ会社のおいゆるマニュアルといふものが、規程どおりによりまして、それでお客さまが御満足なさるかという、必ずしもそうではない。やはりそういう点では臨機応変なお客さまの身になつたサービスをする必要がある、こういううなあいには私は考えております。そして、このサービスというものは、私は会社の自己満足は許されないと、サービスのおしあしといふものはお客さまが判断を下してくださるものと、こういううなあいには

えで私はやつておりますが、まだ、これは足鹿先生おっしゃるとおり、なかなか徹底してないといふ気がいたしております。

なお、また、いま御指摘の、そういう故障で欠航した場合、各会社は予備機を大体は準備することになつておまして、そういう予備機も、故障が一機、二機——一機でなくて二機になつた場合にはないわけでありまして、そういう際、それじゃ、ほかの、私どもなり全日空が、飛行機があれば、貸してやるといううなことをやつてないかといううな御質問でございしますが、そこまでは実は話し合ひはしておりません。なお、私どもは、たとえば鳥取でございまして、飛行機自体がそういう小さいのがございせんすから……。

○足鹿覺君 伊丹からの話です。

○参考人(松尾静磨君) 伊丹からどちらへですか。

○足鹿覺君 伊丹から米子へ行く途中です。

○参考人(松尾静磨君) 米子においでになるときに、米子には私ども小さな飛行機はございせんす。

○足鹿覺君 大阪空港での話ですよ。

○参考人(松尾静磨君) ああそうですか。連合会では、そこまではまだ話し合ひはしておりせんす。

○足鹿覺君 運輸省に伺いますが、一体、全日本航空事業連合会というものは、そういうお互いが、天候異変によらざる場合、乗客に多大の迷惑をかける、しかも、いま言つたようなサービス精神はみじんもない。そういうことに對して、どのように今後御指導なさり、そういう調整機能を果たすように対処される御所存であるか、明らかにしたいでございます。

○政府委員(内村信行君) ただいまの御質問でございまして、全航連といふのは航空事業者の事業者団体でございまして、したがうて、お互いに同じ航空事業をやつておるものでございすから、当然、その中には連絡調整ということをして、お互いに助け合つていく。片一方

で欠けた点は片一方でカバーし合っているのが当然であらうと思っております。したがって、私ももといたしまして、そういう方向で航空業界がやはり一つの打って一丸となっていくように指導をいたしておるわけでございます。

もう少し具体的に申しますと、先ほど民間航空のあり方と行政指導はどうかという御質問がございましたが、それに関連して御説明申し上げますが、今般、皆さん御存じのように、航空運送事業のいわゆる再編成というものをどういうふうにしてございまして、この趣旨は、やはり非常に増してきて航空需要というものをどういうふうにしてさばいなければならないかということが基本でございます。そこで、それに対応する供給力を増さなければならぬわけでございまして、先ほど先生おっしゃいましたように、いろいろな意味でサービスが悪い、あるいは機材が少ないというふうなことも、やはり大きな需要に対して供給力が少ないということに根本的な原因があるのではなからうかというふうな気がいたします。そういうことで再編成のまず第一点といたしましては、将来大きな供給力をつけるためには、やはり機材も大型化していかねばならない。そのためには大きな資金が要る。そうして、そのためにはやはり企業基盤というものを強化していかねば安全にもかかわってくるというふうなことから、従来の会社を合併いたしまして、企業基盤を大きなしっかりしたものにしていこうということが一つのねらいでございます。いまここにあられます東亜さんのほうも、現在はYSが十一機ございまして、お持ちでございますけれども、このたびの先生に御迷惑をかけました事故におきまして、その十一機のうち、平生一機は準備にとつております。いざというときにはそれを出すようにいたしておりますが、それがあいにく事故であつた。それから、もう一つ悪いことには、もう一機本来飛ぶべきものも事故であつた。つまり落雷のためとかオイル漏れとか、そういうことのために事故であつた。で、われわれは、最大のサ

ービスは安全であるということをおもっておりますので、絶対に安全の面から無理をしてはいけないうこととは常々言っております。そういうふうな安全に念を入れるのはけっこうですけれども、しかし、かといって、そのために乗客の方に迷惑をかけるのはいけないことではございまして、なぜ迷惑をかけるかといふと、先ほど言いましたように、やはり機材の数も少ない、したがって二機だめになったらほかに出ず飛行機がないというふうなところにも根本的な原因がございまして、そういう点は再編成によりまして、今度はいま国内航空と東亜とは合併ということで進捗しておるわけでございまして、そういたしますと、機材の数もふえますし、パイロットの数もふえてまいります。いざというときには繰り回しがきいてまいります。いざというところから、こういう方向でもつてますサービスも上げていけたらいいかというふうなことが一つ。それからもう一つ、需要の多いところにつきましては、二社を競合させていけたらどうだろうか。いままでは比較的需要も少ないもので、これに対して一路線一社というふうなことが大体原則になっておりました。これは幹線では別でございますけれども、そういうことでやってまいりましたので、ややもすれば独占の弊に流れて、旅客に対するサービスに欠ける点がないでもないという感じも率直に申しておつたわけでございまして、したがって、そういう点をなくすために、合併をいたしまして、企業基盤を強化すると同時に、非常に需要の多い路線についてはダブルトラック、二社を入れていく、それによつて適正なサービスの強化をはかっていくというふうなことをしてまいりたいというふうなことも考えておるわけでございます。

つにおきましては精神的な面も必要でございますが、サービスをしなくちゃいけないような客観的体制をつくり上げるということも必要でございますので、いま申し上げたようなことを考えながら、航空事業というもののサービスが、安全でありかつお客さまの皆さまに御納得いただけるようなサービスをしたいというふうなことを考えておるわけでございます。

識で判断できますか。サービスなどというものではないではありませんか。当時の東亜航空の状況は、女子職員は過労でグロッキーの状態でした、もうわいわい言われて、詰めかけて、こつちからは文句を言われ、空港長も出てこない、責任者は顔一つ見せない。こういう状態の中に私の感じたことは、一体空港長とは何をするのか、また、時の状況を判断し、いろいろな事故のあったときに乗客に説明する責任を、カウンターにおる一子約掛にまかせていいのか悪いのか、勤務体制の適否について民航のあり方を伺いたい。いまのような体制でやりになりますかどうですか。

○参考人(松尾静磨君) 足鹿先生のおっしゃるとおりでありまして、そういう際は当然支店長、責任者がお出ましてお客さまに満足いくような御意見を聞いて処置をすべきであると思ひます。おっしゃるとおりでございます。東亜航空の大阪でのやり方というものはサービスに非常に私は違反している、こういうふうな感じがします。

○足鹿君 運輸省に伺いますが、空港長はそういう場合に報告を受けないんですか。空港長というものは何をされるんですか。伊丹空港はやっぱりなりました。しかし、中身がなっていないじゃないですか。何をあなた方は行政指導しているんですか。

○政府委員(内村信行君) 空港長と申しますのは、伊丹の場合でございますけれども、伊丹の空港全体の長といたしまして、滑走路の維持、補修でありますとか、あるいは航空管制でありますとかというところについての政府のやるべきことについて、それを監督しておるというのがおまな仕事でございます。ただ、先生おっしゃいましたように、いまのような航空会社のトラブル、これについての直接の責任はございせん。直接の責任は、これは航空会社の支店長とか、そういう方が客扱いその他についての問題をやるわけでございますが、しかし、かといって空港長も飛行場全体についても見ておるというふうな立場にございまして、場合によりましては、非常に空港の混

乱が大きいというふうなときには、これもまたそういう場面に出来て、適切な指導をするというところが望ましいというふうな存じております。

○足鹿寛君 私は黙って御指摘を待ったわけですが、一言も抗議めいたことも言いません。待つておれと言わなければならない。問題は、能動的にあなた方が適切な、乗客に迷惑をかけてすみませんという一言もない、こういう原因だということではない、アナウンスもない。そういうことは、一企業体の責任のみならず、空港長の訓練、指導、報告等がなっていないからじゃないですか。

空港長はただ単に空港の管理だけをやっているわけではございませんか。旅客の保護、安全、その他すべて旅客あつての空港でありませんか。いまの航空局長の御答弁はあまりにも事務的であり、さような御答弁では私は満足できません。いやしくも空港長とあるからには、乗客に対するいわけの大きな責任を負つておると思う。それは直接ではないでしよう。もう少し今後この点については御検討になる御所存がありますかどうか、明らかにしたい。

○政府委員(内村信行君) 先ほど申し上げましたように、空港長というものは政府の職員でございます。空港全体の管理に当たるといふふうなものでございますから、あらゆる場合の旅客のトラブルについてこれが介入せよということではないと思ひます。しかし、先生おっしゃいましたように、全体の当然旅客が空港を使つておられるわけでありまして、こういう旅客の間に混乱が起るといふふうな場合には空港長も出て、しかるべき適切なアドバイスをするということが必要だろつと思ひます。そういう意味で、先生の御指摘のような検討はしてゐると思つております。

せん。よほどのことがない限り身分をあかして抗議を申し込んだり、特別の待遇を受けるようなことがあつては誤解を招きますので、そういうことは自粛しております。そういう謙虚な気持ちでやつております。いわんや一般の乗客は、花嫁さんはいへんも飛行機に乗つたことがない、せめて飛行機に乗りたい。何たることか。これでは、いふまでもなくどこへ行くわけにもいかない。大安吉日、旅館は満員だ。一体どういう状態であつたか、当日の混雑はあなた方の御想像を絶します。そのような状態で、何かドアをあけて入つて、そしてやがて一時間近く待つた上で、「こちらへ来い」と言う。ようやく三人までは、私と花嫁——新婚夫婦と三人であつたが、「もう一人待つて」と言う。やがて貿易会社の社員が松江まで行くと言ふ。そこでそれは女性でありましたから、私は助手台に乗り、新婚さんを正常な座席に乘坐、新婦と貿易会社の、商社の女性とを並べ、そして相当歩いたところまで何とかというタクシーに乗せられました。そして目的地の米子市に着いたのはおおよそ五時間余りたつた真夜中でありました。途中運転手は、国道九号線の地理に全く不案内です。私がガイドをし、「そつちへ行つちやいかん、こつちへ行け」と、いよいよ行つたら、皆生温泉に泊ると言う、その新婚さんからは、「皆生温泉に行く道はどちらでしょう」と言うから、「こつちへ行け」といふところへ行こうとしたから、こつちへ行くと一々道路の案内をして、途中でのどがかわく、おなか減る。普通の民営に乗つても湯茶くらの接待はあるでしよう。何の用意もなしにぶち込んで、そして旅館の案内も私はいちいちモーターかどつかに寄つて何か飲んだらどうかと運転手は言いますけれども、早く帰らなければなりません。「あなた方も早く帰りたいでしよう」、それはそう言われれば二の句もない。そこでようやくして皆生温泉の某旅館を私よく知つておりましたので、そこまで行きました。そうしたら貿易会社の社員は、「私は松江の大橋の下のなにわ旅館に

とつてある。至急に届けなければならぬ重大な書類があるので、どうしても行かなければならぬ、いい人によつたつた」と言うから、それではこの自動車の運転手におれが行かしてやる、行くべきが当然だ、こんな時間まで遅延したからと、ずいぶん説得したけれども、「チケットは目的地までございませうで行けません」と言う。それで飲まず食わずで旅館に着いて、私が交渉して地元の懇意なタクシーを世話をして、そして松江へ送り届けてあげました。

一体真夜中に、しかも若い女性を途中で米子まで送ればよいという訓練をなさつておるので、か。そういう臨機応変の措置は当然あなた方の東画航空の責任者がとるべきではありませんか。チケットを、メーターを見てみますと二万円ははるかにございまして。とにかく五千円か五千元余りの料金で四人詰め込めて、ぎりぎりになる計算なんです。営利事業といへどもあるときには玉をふんどしにかえてということわざがあります。出血をしてもサービスするのがほんとうのサービスじゃないですか。幸いにして私は国道九号線に精通しておつたから早い近道を通り着いたが、おそろしくあつたに迷ひ、こつちに迷ひして行つたら夜明けまでかかつたでしよう。そういう不届き千万な、誠意の一端もつかう余地のないあり方で、いまのあなた方の社内体制はよろしいとお考えになっておりますか。そういう規程でありますか。深夜に目的地まで自動車を送ればよい、そういう御態度でありますか。社内規程はどういう規定でありますか、伺いたい。

○参考人(下村彌一君) 社内におきましてでもできるだけサービスをすることになつておりますけれども、そういう臨機の処置をとるといふことにつきましては従来指導に欠けておつた、今後先生のいまのお話を承りまして、そういう非常のときには、タクシーは私の会社のものでございませうが、融通をきかしてお客さんのサービスにつとめるということで今後指導につとめたいと思ひます。そういういろいろなケースがあります。

で、そういうお客さんに迷惑をかけた場合に、タクシーでは、たとえば時間がかかつて、その料金は払うからお客さん自宅まで送り届けるのか、目的地まで送り届けるのか、そういう臨機の処置までの指導が従来足りなかつたと思ひます。先生の非常な詳しい御指導、御指摘がありまして、今後われわれがそういう臨機の処置、流動的な指導をするということにたいへん参考になりました。非常に御迷惑をかけましたが、今後そういうふうないろいろの場合を考えまして、こまかな指導をやつていきたいと思ひます。先生にたいへん御迷惑をかけて申しわけありませんが……。

○足鹿寛君 私だけじゃないですよ、乗客に迷惑をかけたとおっしゃい。

○参考人(下村彌一君) 御指摘をいただきました、たいへんその点はありがた思つております。今後そういうこまかな点まで十分ひとつ注意したいと思ひます。よろしくお願いしたいと思ひます。

○上田哲君 関連。いまのお話を聞いております、私はちよつと念のために伺つておきたいと思ひます。

そういう基準がないのかどうか。これは私は別に発言の気持ちにはなかつたんですけれども、具体例を申し上げておきます。いま足鹿先生がおっしゃつたように、最近非常にその声が多いのです。飛行機が落ちてはたいへんだからそれが最大のサービスと言われれば、たいへんのことではがまんしようということになります。しかし飛行機に乗るときには、ある程度電車やバスに乗るよりはサービスを受けておるという感じが最近の平均値ではありますけれども、わりとこもつておるのですが、幾つかの点がございします。私もたまに、これは全日空でありました。ちよつと前ですが、大阪から松江へ飛んだときに米子でおろされました。米子でおろされたときにはエンジンから油が漏れてゐる。これはたいへんなことです。大阪から危険だったけれども、やっぱりこままで来てだめだったということである。これはやっぱりかなり

の時間がたつてから説明がありました。おりるときには何の説明もないのです。おりまして私どもが受けたのは、たいへん説明が足りなかった上に、どういふ措置かという、米子からあと飛べなくなつて、松江までの料金を払い戻すという、九百円くらいですか、これを払い戻すというのです。いま聞いてみるとびっくりするんですが、千円ばかりそこで払い戻されたって、どう考えたって間尺に合わない。それならそれで別の行き方があるわけですよ。

私はその場に出ませんでしたけれども、たまたまそのときに有名な女性流行歌手がおりまして、公演があるのをどうしてくれるんだということ、たいへん大きな声でやったのがきつかけになつて、そうしたら車が出ることになりました、流行歌手に。おこりましたね、乗客は。そんなばかなことあるかということになったら、初めてタクシーが何台か呼ばれて、たいした距離じゃありませんから、一時間半くらいだったかと覚えてるんですが、米子から松江にタクシーが幾つか班をつくりまして送つてもらいました。その金は航空会社が払われた。私は思うのですけれども、いまのお話を聞いてみてちょっとふしぎだなあと

思うのですけれども、基準はないのかどうか。もし、あのとき黙つておれば千円足らずの払い戻し——これはどうも私は意味が違ふと思うのです。その払い戻しを受けてあとは自分のお金でどうでもしなさい——ということになってしまふ。いま、自宅までお送りするということをおっしゃるけれども、その場合に何か基準があるかどうかというのを一べん聞いておきたいと思ひます。

ついでにひとつ、かなりそういうサービスの面ではいろんな不満がありますから、一つ二つだけ申し上げておきます。今度は公平を期するためにJALの場合を言いますと、私が北海道から帰つてくるときに、羽田の上空で小一時間、下に羽田を見ながら、霧がかつていたんですけれども、ぐるぐる回っているんです。これは不安なもので

す。それに全然説明がないのです。これは機内です。それから一声しゃべれば何でもないので、普通このごろは大阪まで飛ぶのでも必ず機長が「皆さんこんにちは」とあいさつされる。これはいいことだと思ひます。ところが、そういうときにあいさつがあつてしかるべきだと思ひますが、説明が全然ない。私のそばにすわつていた人がスチュワーデスに聞きました、「これはどういふことだ」と。「そんなことはわかりませんよ」と言つて突つ放しました。そうしたら子供なんかおもちやを落としたら、そのおもちやをけつ飛ばしまして——そうするとこころいふスチュワーデスが、日ごろ非常におとなしいことになつていふスチュワーデスがこころいふ精神状態だということ、よほどこれは危険なことになつておるのじゃないかというので、機内がしんとしましたよ。こころいふような事態もある。

ついでに申し上げれば、このごろの羽田は実にわからぬですね。これは空港長は責任ないとおっしゃるが、空港長の問題ではありませんが、羽田はわからぬですね。待ち合ひ所がいろいろあつたり、途中工事をやつていたからよけいだということがわかります。国際線のほうはわかりやすくなつたけれども、国内線のほうはとにかく受付のカウンターがわからない。これは日本航空も全日空もそうです。私は何回かやつてみたけれども、まず自分のところにお客がきたら、あつちだという言い方をする人は少ないですね。これはちょっと教えてもらわないと、時間ぎりぎり飛び込むことが多いので、ぜひひとつその辺はわかりやすくしていただきたい。それでなければ、もつとしっかりした標識を立ててもらわないと困るだろう。

それから、日ごろふしぎでしようがないので、もう少しついでにお伺ひしておきますけれども、私もはいいつも待つていますね。何時というものがあつて、どうぞということになりまして、その受付が始まる前に——東京ではわりに少ないけれども、伊丹などというところは特に多いのですが、突如として制服を着た人がすいすいと案内して、

受付が始まる前にすいすいと通つて行く人がある。著名な人には見えないし、外国大使というふうな人種ではない。何か特別なそういう連絡がついてゐるのか、特別扱いを受けるのか。飛行機というものはどうせそれからそれほどトラブルが起きないけれども、国鉄で待つてゐるという感じがらうと、ああいうのは……。新婚さんとかお子さんは前にいらつしやいと、病人は前にいらつしやいというところは、たいへんいいことだからけつこうだと思ひますが、屈強な人が先に行かされるようなことがある。これは意外に……。これが間もなく四千万人乗降なんという数字が出てくるといふことになりまして、かなりディリーな交通機関になつてくるということもある。これは参考人のお母りになる前に関連しないといふ——ついでに乘せていただいたような質問なんですけれども、私なんか二、三回ぶつかった例でもそういうことがあつた。わりにそういうことがある。基準がどうなつてゐるかなど、その辺を少し御説明いただきたい。

○参考人(松尾静磨君) 基準は各社で定めておるのでございまして、いま基準は統一されてゐないと思ひます。私どもの日本航空での基準は、天候の場合は別でございましてけれども——これは不可抗力という見方をしておりますけれども、機械の故障で目的地までお客さんをお送りすることができなかつた場合は、たとえば新幹線が非常に便利な場合は新幹線の切符をお買ひしてお送りする。自動車の場合は自動車代を会社で負担してお送りする。あるいは一泊どこかに泊まつてあるいは翌日でもよろしいとおっしゃるお客さんには泊まつていただく宿泊料を出してやる、こういうことで、私どもの会社はそういう規程でやつております。

それから羽田の上空で一時間ぐらゐ待たされたというお話でございまして、そのときアナウンスがなかった、これは非常な間違いでございまして、当然アナウンスをお客さまに、あるいは管制上待つてゐることをやるべきでありまして、これは普通やつておるはずでございまして、これは非常に大きな間違いであると思ひます。それからまた、スチュワーデスが妙なことばづかいをしたことも、これは非常にいけないと思ひます。こころいふ点はなお厳重にひとつ指示をしたいと思います。それから羽田の国内線が非常に行く道がわかりにくいというお話でございまして、御承知のとおり、あそここのビルは次々に建て増してございまして、お説のとおり、私もちょっとわかりにくいようになつております。非常に御迷惑をかけておると存じますが、私どもの社員のものにも、できるだけお客さまに、ひとつ指示をするなり、あるいはお間違ひのないよう、何か標示をするなりいたしたいと存じます。そうしてまた私どもは、非常に最近お客さまを、国民の生活に密着したといひますか、非常に大衆的にだんだんなつてまいりましたので、サービスはぜひ公平にやりたいと心がけておりますが、これからのそういう点には十分気をつけてサービスをいたしたい、かように考えております。

○上田哲君 紙が座席に置いてあるのがありますね、予約席というのが。値段は変わらないわけですが、国内線の場合のやつは全部、予約席というのはどういふわけですか。

○参考人(松尾静磨君) 非常に御老体で、あるいは病気のひととか、そういう際は特別に席をとつてあげる……。

○上田哲君 国内航空にもVIPがあるわけですか。

○参考人(松尾静磨君) まあ若干なきにしもあらずでございまして。その点はこれから十分気をつけたいと思ひます。どうぞあしからず。

○政府委員(内村信行君) 先ほど御指摘ございました羽田が非常に混雑してわからないというお話でございまして。ただいま松尾会長からも御説明も十分気をつけまして、あそこは整理その他は大空港ビルのほうでやることになつております

は普通やつておるはずでございまして、これは非常に大きな間違いであると思ひます。それからまた、スチュワーデスが妙なことばづかいをしたことも、これは非常にいけないと思ひます。こころいふ点はなお厳重にひとつ指示をしたいと思います。それから羽田の国内線が非常に行く道がわかりにくいというお話でございまして、御承知のとおり、あそここのビルは次々に建て増してございまして、お説のとおり、私もちょっとわかりにくいようになつております。非常に御迷惑をかけておると存じますが、私どもの社員のものにも、できるだけお客さまに、ひとつ指示をするなり、あるいはお間違ひのないよう、何か標示をするなりいたしたいと存じます。そうしてまた私どもは、非常に最近お客さまを、国民の生活に密着したといひますか、非常に大衆的にだんだんなつてまいりましたので、サービスはぜひ公平にやりたいと心がけておりますが、これからのそういう点には十分気をつけてサービスをいたしたい、かように考えております。

○上田哲君 紙が座席に置いてあるのがありますね、予約席というのが。値段は変わらないわけですが、国内線の場合のやつは全部、予約席というのはどういふわけですか。

○参考人(松尾静磨君) 非常に御老体で、あるいは病気のひととか、そういう際は特別に席をとつてあげる……。

○上田哲君 国内航空にもVIPがあるわけですか。

○参考人(松尾静磨君) まあ若干なきにしもあらずでございまして。その点はこれから十分気をつけたいと思ひます。どうぞあしからず。

が、空落長にも話をいたしましたして、ビルのほうにも連絡をとらして、十分今後改善するような方向へ持ってまいりたいと、こういうふうに考えます。

○足鹿覽君 私は別に国鉄をおだてるわけでも贊美するわけでもありませんが、私はよく国鉄を利用します。最近では東京―米子間を月に多いときは二、三回全日空を利用しております。以前は本日の天候、高度、航路アナウンスを正確に、そして天候表を图示したものを機長からずっと回してきました。最近は何にもありません。何をアナウンスしているか、ただ機械的にぐじぐじやしゃべっておるだけで、何だかわからない。きわめて形式的で、乗客に対するサービス精神なんかみられません。私もありません。黙ってあめ玉を出す。どうぞとも言わない。黙ってにゅつと出す。一体ですね、サービスをモットーとするとおっしゃいます。が、いまの民航の機内放送といい、いろいろなのをサービスとお心得になっておりますか、あななた方は。私どもは身分は同等でありますから、ちつとも特別な取り扱いをしていただきたいとも思っておりますし、通常の旅客と同じように私は乗っております。いつも。昨夜説明にきたいということで、宿舎までおいでになりました、東亜航空の幹部の人が、説明を聞く必要はない。説明に来るということです。何を説明を私ども聞く必要がありませんか。私は明日委員会においてお尋ねをし、注意を促し、今後の改善の実績を見ればよろしいと思っております。しかし、せつかくお見えになりましたのでお会いいたしました。先生がお乗りになりましたことに對してまことに申しわけありません、かようなごあいさつです。私は肩書きは国会に席がありますから国会議員であります。国会議員と搭乗券には書いてありません。一乗客です。したがって、特別のサービスを求めたりなどは絶対いたしたことはありません。

国鉄の場合は、行き違い列車が山陰線はたびたびあります、単線でありまゝから。そういたしますと、行き違い列車が三分か五分でもおくれられ

ば、行き違い列車遅延のために三分ないし五分停車をいたします。「お急ぎのところまことに御迷惑であります、しばらくお待ちください」と、車内アナウンスをいたします。明確に。運行停止なり、あるいは到着が遅延したときには、急行列車は二時間以上の場合には全額急行料金その他を払います。私は国鉄がいろいろな此例を受けており

ますが、私どもの見た国鉄のサービス精神はかなりの私は徹底しておると思う。それに比較して、この間のようなああいう態度が随時あると思う。何かトラブルが起きたら大騒動になりますよ。きかぬ気の者がおつて声をあげれば大混乱が起きますよ。そういうときは空港長は、こういうことではないま東亜航空は欠航していると、これに対しておわりの飛行機もないと、この程度の報告はしてしめるべきだと思ふ。ただぼんやりとして、いすにすわっているのが空港長の任務ではありませんまい。かくかくしかじかの理由によって第何便は欠航となれば、現場へ出て直接指揮なり指導をするのが私はあたりまえだと思ふ。そうではありませぬか。ただ空港の管理をしていればいいのだと、それでは済みませんまい。

いづれにせよ今後このようなことがあつてはならぬと思いますが、私に対して説明なりおわびに  
お見えになったおつもりであります。が、あ  
の際に一般乗客に、私のほかに十数台自動車を出  
されたのであります。また航路を変更されたた  
り、迷惑をかけたことに対して何らかのごあいさ  
つをなさいましたか。

○参考人(下村彌一君) 従来までのやり方は、御迷惑をかけたというあいさつ状は出してないわけでございます。今後そういう点もひとつ十分考へて、あいさつ状をやはり出すべきだと考えております。

○足鹿麗君 松尾会長に伺いますが、民航全体として、不可抗力による場合は、天候その他の場合は、安全を旨としなければなりませんから、あえて

て私はそこまでもやりになる必要はない。自社の責任において機体の整備、故障等を定時までには整備を怠ってできなかったということは、明らかか。あなたの方の責任です。ただ送り届けられたい、こういうことでは私は済まぬはずだと思う。そういうときには乗客名簿をくって、乗客に対して陳謝の意を表明に行くぐらいの良識があつて私はし

かるべきだと思ふ。私も全日空で鳥取空港の空で待った。東京から乗って鳥取に用事があつた。去年の七月のことで、降りられない。米子まで行つた。また上空を回って降りられない。伊丹まで引き返した。そうして払い戻しをするからということでありました。払い戻しを若干もらいました。が、自動車はふくそうして、全然使ひものにならない。とうとう汽車に乗りおくれました。やむを得ませんから一泊をいたしました。もよりの宿舎に泊まりました。そうして翌日帰りました。そういうことはしばしばありますが、これは天候のことであるからと、私は一度も文句を言ったことはありません。いろいろ世間では批判がありますが、航空車拒否だとか、あるいは国鉄がサービスが悪いとか、いろいろと新聞は書き立てられますが、航

空会社に対する批判らしいものはあまりありません。私はこの機会にしかと民航のあり方に対して運輸大臣は責任を持ってこのような事態が再び發生せざるがごとく、さらに国鉄のサービスをよくし、さらに民航に対して厳重な行政指導をおやりになるか、どのように今後対処なさるか、この機会において、いままでの経過をお聞きになったわけでありますから、明らかにしていただきたい。

○國務大臣(橋本章美三郎君)　だんだんのお話を

聞いておりまして、最初に監督の立場にある運輸省、その責任者である私としては、まことに相済まぬ事情であると考えまして心からおわびを申し上げます。お話のように、このような事態に対して従来運輸省あるいは各企業も十分な対策を

考えておらなかったと思います。もちろんこれはいろいろの事情がありますけれども、一つには、いまの企業体のあり方が、御承知のように、

も最近の情勢は、御承知のように、まあどちらか  
国際航空の場合はかなりまあ各国の競争がありま  
すし、したがってサービスの点においても十分に  
気をつけないければならぬという企業精神が働いて  
おるわけであります。ところが国内航空につきま  
しては、これは一種の日本の幾つかの、いまのと  
ころ四つの飛行会社がまあ独占事業である。しか  
も最近の情勢は、御承知のように、まあどちらか

といえばサービスをせぬでもお客さんが集まってくるような状態、こういうことが企業側にとっていわゆる企業精神の根本であるサービス精神に欠けるような結果を自然に生じてきておるのではないだろうか、この点は、これはまあ当然企業会社としては考えなければならぬ問題であります。

同時にまた制度の問題として、先ほど航空局長から説明いたしましたように、私がいわゆる航空再編成ということを今回実行いたしました大きな理由は、そういう国内企業の上において一種の少数独占化、こういうことにおけるところの乗客の安全あるいはまた企業のサービス精神の低下、こういうことを来たしつづあることを私はつとに感じておりまして、いまの事態においてこれを改善し、また、積極的にいわゆる企業の体質の強化を

はかる必要があると、こういうことからしてはいわゆる航空再編成の問題、すなわち国内において主要幹線は三社とも行なえると、またローカル線につきましてもダブルトラック、いわゆる二社が競争してやることができるようにしていこうと。こういうことによつて、乗客のほうから見れば雷給のアンバランスが調整される、同時にまた、企業会社にとつてもサービス精神を今度は十分に考えなければならぬ、こういう結果になり、かつま

た企業体自体の強化をはかっていくと、先ほど足  
鹿さんもおっしゃったように、伊丹において東亜  
航空が予備機が故障になつておつたと、それに対  
してそれ以上の余裕がないために……。その他の  
サービス問題など、たいへんありました。その点

はもうこれは論外でありますから、申しわけないということだけでおわびする以外に道はありませんが、その場合に、もう一つ飛行機の手備を出し

得なかったということが、もしあそこがダブル  
ラック——他の航空会社が動いておればすぐ切り  
かえもつくわけであります。ところがまあ独占に  
なっておりますから、しかもおそらくいまの航空  
法——私もこまかい法律の理屈はわかりません  
が、東亜航空が全日空の飛行機、YSならYS、  
あそこがYS程度のものでなければ着けませんか  
ら、ジェット機を持っていけませんから、した  
がってそういうYSの全日空が持つておるもの  
を東亜航空がチャーターをして出し得る制度が  
できてるのかどうか。あるいは飛行機だけを  
ちよつと借りて、こつちの東亜航空の人が  
ちよつと乗ってやるということにはこれは  
実はいくまいと思ひます。そういう制度上  
の問題もありますので、先ほど足鹿さんか  
らして松尾会長に対して、そういう場合に  
航空会社は協力できないのかと、こういう  
お話がありました。これはまあ絶対にできぬ  
ということではありますまい。ただ、技術  
的な問題として、いわゆるなれない飛行  
士、すなわちあそこは東亜航空の飛行  
士だけが行つてゐるのではありませんか  
らして、あれ以外の航空会社の飛行機が、  
たとへ同じような飛行機であっても、安全  
に飛べるかどうかという問題が一つある  
と思ひます。

それからもう一つは、そういう場合  
において臨時に路線の資格といひますか、  
たとえばあそこは東亜航空が路線を持  
つてゐるわけですから、それを今度国内  
航空の飛行機を飛ばすということ、いま  
のきつと、いわゆる航空局における規則  
ではちよつとむづかしい問題があるの  
ではないかと思ひます。そういう点等も、  
しかしながらまあきょうのお話があつた  
問題点で、今後もし起り得る問題であ  
りますからして、そういう場合に、もし  
航空局内の規則において支障があるなら  
ば、もし改正ができるならば改正をして  
いく、あるいはまたその方面は話し合  
いができるが、航空会社として他の航空  
会社の飛行機を臨時にそこを飛んでも  
らうということが企業関係でできるか  
どうか、それらを考へて、そういう問  
題に対処する必要はあらうと思ひます。

午後四時二十九分散會

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

附則中「昭和四十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

、恩給及び共済年金のスライド制実施に関する請願(第二七五〇号)(第二七八四号)(第二七九九号)(第二八一七号)

、靖国神社国家護持の早期実現に関する請願  
(第二八二八号)  
、元満州拓殖公社員に対する恩給法等の特例  
制定に関する請願(第二八三四号)

第二七五〇号 昭和四十六年四月一日受理  
恩給及び共済年金のスライド制実施に関する請願

この請願の趣旨は、第二六七一号と同じである。

第二七八四号 昭和四十六年四月二日受理

軍次郎外九十九名

この請願の趣旨は、第二六七一号と同じである。

恩給及び共済年金のスライド制実施に関する請願  
請願者 広島市本浦町二一ノ七 綿井忠男

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第二六七一号と同じである。

恩給及び共済年金のスライド制実施に関する請願  
請願者 広島市基町市営アパート一、一四

紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第二六七一号と同じである。

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

紹介議員 横川 正市君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二七七〇号 昭和四十六年四月一日受理  
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二七八三号 昭和四十六年四月二日受理

中島信明外九十九名  
吉田忠三郎君  
紹介議員

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二七九二号 昭和四十六年四月二日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 徳島県勝浦郡上勝町正木 前川典明外九十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八〇七号 昭和四十六年四月三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 兵庫県芦屋市東山町一一二ノ二〇 伊藤倫子外三十五名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八一九号 昭和四十六年四月五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 神戸市垂水区霞ヶ丘三ノ四 坂部静枝外四十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八二五号 昭和四十六年四月六日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 徳島県小松島市中田中筋九一 荒岡始外八十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八四〇号 昭和四十六年四月七日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台二ノ一ノ三 後藤牧人外七十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八四六号 昭和四十六年四月八日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 岐阜県恵那市大井町二六三ノ二 藤川孝一外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七一号と同じである。

第二八二八号 昭和四十六年四月六日受理

靖国神社国家管理の早期実現に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市根岸九二四 金子芳雄

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第二八三四号 昭和四十六年四月七日受理

元満州拓殖公社員に対する恩給法等の特例制定に関する請願（二通）

請願者 神奈川県平塚市豊原町二三ノ一六 尾上忠一外一名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第八七一号と同じである。

第二八三六号 昭和四十六年四月七日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願（二通）

請願者 福岡県三池郡高田町南新開 坂口米外百九名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第二八四五号 昭和四十六年四月八日受理

一世一元制の法制化促進に関する請願（二通）

請願者 福岡県京都郡犀川町生立 熊谷貴一外四十七名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第十号中正誤

|   |   |   |      |      |
|---|---|---|------|------|
| ベ | 段 | 行 | 誤    | 正    |
| 一 | 四 | 五 | 安全   | 完全   |
| 〃 | 〃 | 〃 | 政府委員 | 国務大臣 |
| 九 | 一 | 〃 | 依存   | 保存   |
| 〇 | 四 | 〃 | 国会は  | 国会に  |
| 三 | 二 | 〃 | 協協議  | 御協議  |
| 元 | 二 | 〃 | 政府委員 | 国務大臣 |
| 三 | 三 | 〃 | 仕事で  | 仕事は  |
| 三 | 三 | 〃 | な。た  | な。た  |